

四万十川景観計画



令和7年12月改定
四万十市

目次

ごあいさつ～四万十川景観計画の改定にあたって～	1
第1章 四万十市の現況	
1 四万十市の位置	2
2 四万十市の歴史と景観	3
第2章 四万十川流域の概要	
1 四万十川の概要	4
2 四万十市での河畔利用	4
3 四万十川流域の集落構造	5
第3章 四万十川流域の保存すべき特徴的な景観	10
第4章 景観計画区域	
1 四万十川景観計画区域	15
2 地区区分	16
第5章 四万十川の景観づくりの考え方	
1 四万十川の景観の価値～四万十川の文化的景観～	18
2 四万十川の景観のまとめり	20
3 四万十川の文化的景観を守り育むための方針	26
4 四万十川流域の重要文化的景観の保存継承	31
第6章 四万十川の景観を守り育むための基準	
1 届出の流れ	33
2 届出対象行為	34
3 届出が適用されない行為	35
4 景観形成基準	36
第7章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針	
1 景観重要建造物の指定方針	46
2 景観重要樹木の指定方針	46
第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項	
1 指定に関する基本方針	47
2 対象施設	47
3 景観重要河川の整備方針	50
4 景観重要道路（橋梁）の整備方針	51
第9章 四万十川の環境と景観の保全のための推進体制	
1 環境学習及び情報公開	52
2 推進体制	53

ごあいさつ ~四十万川景観計画の改定にあたって~

四十万川流域には、漁労・遊び・祭事など様々な川と関わり方が今も息づいており、一年を通じて川に人がいる風景があります。

本市では、このような川の自然と地域の営みとが創り出す景観が、国の重要文化的景観に選定されることを契機として平成20年に「四十万川景観計画」を策定しました。

文化的景観についての取り組みが始まったばかりの当時、地元や行政において十分に咀嚼できていない状況であった四十万川の文化的景観についての理解も、約17年間のさまざまな取り組みをとおし、深まりつつあります。

一方、再生可能エネルギーの推進等も相まって、太陽光発電や風力発電といった思いもよらない開発により、景観が急激に変化することが懸念されます。

今回の改定では、山と川が織りなす風景の保全と一定の開発における景観配慮の両立を目指し、景観の保全を図るための景観上の配慮をまとめたものです。

四十万川の文化的景観は、流域に暮らす人にとってはごくありふれた当たり前の風景かもしれません。しかし本市では、この当たり前の風景の中に四十万川の価値があり、この価値を地域の内外で共有していきたいと考えています。

本書により、四十万川流域内外の多くの方々に、四十万川の自然及び文化的景観を知っていただき、市民の皆さまが川とともに生きる幸福を誇りとすることができるよう「四十万らしい」風景と環境を大切に守り、育み、次世代へつなぐまちづくりを目指します。

今後も皆さまのご理解ご協力を願っています。

令和7年12月
四十万市長 山下 元一郎

第1章 四万十市の現況

1 四万十市の位置

四万十市は平成17年4月10日、中村市と幡多郡西土佐村が合併し誕生しました。

高知県西南部に位置し、北西部は愛媛県との県境に接し、土地は東・西・北部は山岳丘陵地帯が多く、南東部は土佐湾に面しています。

市域総面積は、632.29km²という四国内の市町村でも上位の面積を有し、中央部には、日本最後の清流といわれる『四万十川』が流れています。



生活の中にある沈下橋



京都に模した町割り

2 四万十市の歴史と景観

四万十市には、一帯に縄文遺跡の分布や古墳が見られるなど、古くから独自の文化圏が存在していました。

中世には、京都から下向した一條教房公によるまちづくりを中心に一帯の発展が見られ、その影響は土佐一国に及ぶなど由緒ある歴史を誇っています。

江戸期の山内藩政時代には、養蚕や、こうぞ みつまた楮・三樫などの原料を活かした製紙業が盛んとなり、この地域の主要な産業となっていたことがうかがわれます。

また、大正から昭和30年代前半頃までは豊富な山林資源を活かした薪炭の製造が盛んとなり、薪炭積み出しのため四万十川を利用し舟母せんぱと呼ばれる川舟が西土佐地域～中村地域間を盛んに往復したことが記録されています。

積み出された薪炭は下田港から海運を用い近畿圏に大量に出荷されるなど、四万十川の河口左岸に位置する下田地区は、中世から高知県西南部の重要な港として物資・文化の移出入に重要な位置を占めています。

今でも藩政期の町割りが残り、舟が直接住宅に接岸したという石垣や、廻船で栄えたころの建築物が現存しています。

また四万十川の本川・主要支川では、地域ならではの伝統漁法や度々起こる増水時に橋が水面に沈下することを想定した沈下橋など、人と川との関わりが四万十川流域のいたる所に残され四万十川を特徴づけています。



川舟の行き交うかつての四万十川



水切り瓦の蔵



佐田の沈下橋

第2章 四万十川流域の概要

1 四万十川の概要

四万十川は、高知県高岡郡津野町の不入山を源に、高知県中西部を逆S字を描くように蛇行しながら多くの支流を集め、四万十市で太平洋に注ぎます。

幹川流路延長は196kmで四国では第1位、流域面積は2,186km²で四国第2位の一級河川です。全国で見ると、幹川流路延長は第11位、流域面積は第27位となります。

広大な流域は高知・愛媛の両県にまたがり、流域面積に含まれる関係市町村は高知県側が1市4町（四万十市・四万十町・中土佐町・津野町・梼原町）、愛媛県側が1市2町（宇和島市・松野町・鬼北町）です。支流は30km以上のものが6本あり、そのほか中小すべての河川をあわせるとその数は319本にも及びます。



四万十川河口域



赤鉄橋

2 四万十市での河畔利用

四万十市は幹川流路延長196kmのうち、四万十川の中・下流域にあたり、幹川流路延長は約67kmとなります。山間部を蛇行しながらゆったりと流れる四万十川というイメージ通りの風景を手軽に味わえます。

豊富な水量と緩やかな流れを持つことから、カヌー等の水面利用やキャンプ等のアウトドアの場としても河畔利用が活発に行われています。

また、豊かな生物相に加え、河川形状により棲み分けされている水生生物や四季折々の多様な植生、広い河原での石の観察など、自然体験学習のフィールドとしても多くの教材を提供しています。



カヌー体験

3 四万十川流域の集落構造

四万十川流域では、その地形条件等から地域ごとに集落構造に特徴があります。

3-1 中・下流域の代表的な集落構造

中・下流域の代表的な集落構造

- 川幅は狭く、氾濫原の間に崖が形成されるなど、水面から低地までの高さが高く、谷が深い景観となっている。
- 河原では岩床も見られる。
- 緩斜面の山地が背後に広がり、氾濫原性低地は農地利用され、集落は緩い傾斜の山裾に立地する。

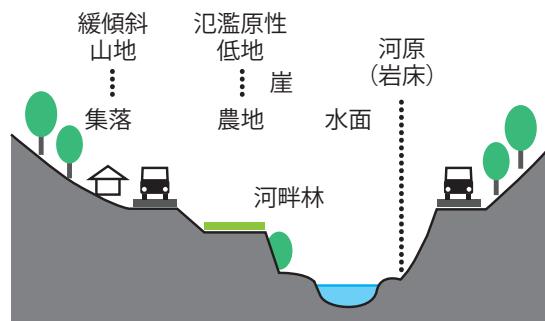
位置図



例) 西土佐西ヶ方



断面イメージ



3-2 下流域の代表的な集落構造

下流域の代表的な集落構造

- 川の蛇行部では、一方は崖、一方は川の侵食・堆積によってつくられた地形に沿った土地利用となる。
- 沼澤原性低地は、川の増水時の浸水もあり農地として利用され、集落は一段上にある安定した緩斜面の山地や段丘等に分布する。
- 河原や沼澤原は、現在でも川の流れとともに侵食・堆積による小さな変化を繰り返しながら、現在の四万十川の景観をつくっている。

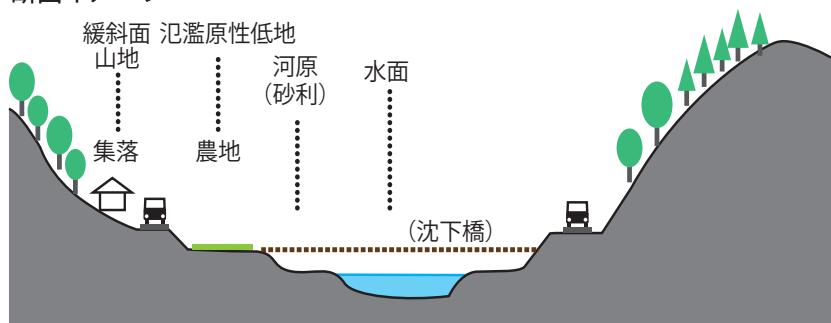
位置図



例) 勝間



断面イメージ



3-3 河口域の代表的な集落構造

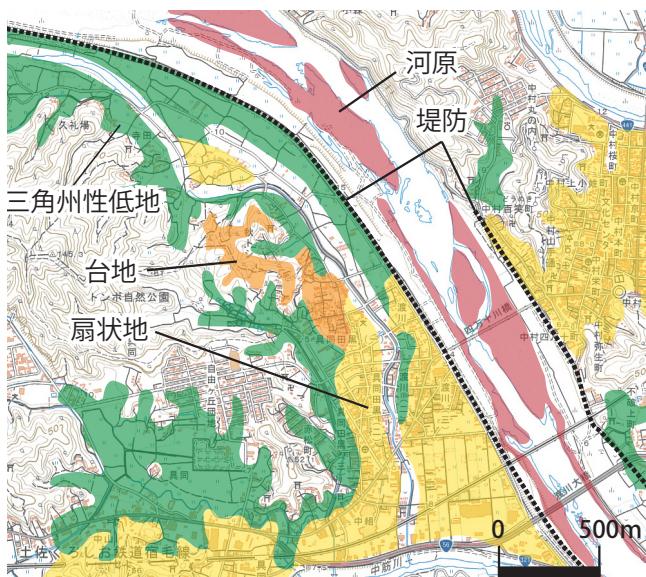
河口域の地形と市街地の構造

- 緩やかな川の蛇行に沿って、広く長い河原が形成され、山からの土砂の堆積で形成された扇状地や三角州が広がり、川から山まで広がりのある地形となる。
- 三角州には市街地が形成されるが、洪水等の増水時には川による堆積の影響を受けることもあり、両岸には堤防が築かれている。

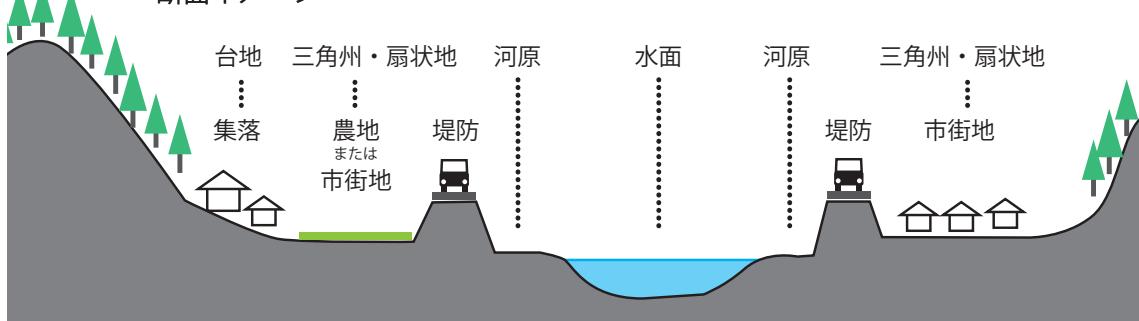
位置図



例) 中村・入田



断面イメージ



3-4 黒尊川の代表的な集落構造

黒尊川の代表的な集落構造

- 急峻な山地の間を狭い川幅で流れる
ことから、川の侵食・堆積による平
地は非常に少ない。
- 小規模で細長い氾濫原性低地は、農
地として利用されるが、集落等は緩
斜面の山裾に分布する。
- 農地が少ないとことから、山裾では川
沿いに段畠や棚田がつくられ、住宅
は山側の高い場所に配置される。
- 地形条件により小規模な集落となる
ため、流域内で点在している。

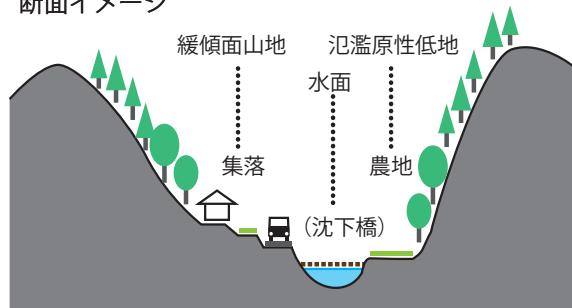
位置図



例) 西土佐玖木



断面イメージ

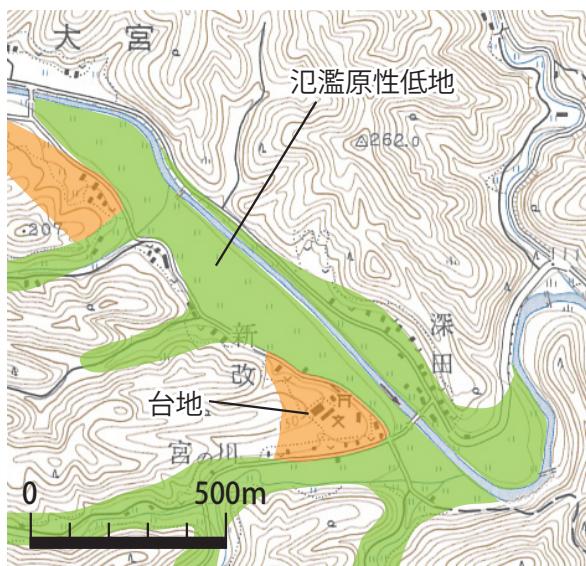


3-5 目黒川の代表的な集落構造

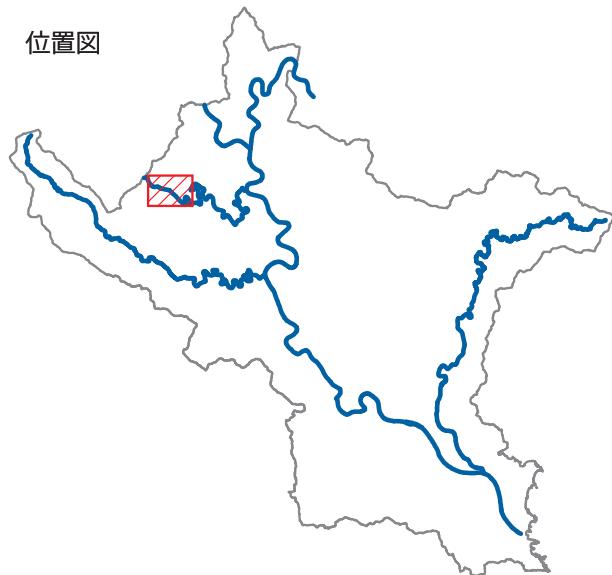
目黒川の代表的な集落構造

- 川幅は狭いが、両側に広い氾濫原性低地が広がり、その背後に起伏の緩やかな斜面の山地がそびえることから、山間における広がりのある谷地の集落景観となっている。
- 川の氾濫の影響を受ける氾濫原性低地は、まとまりある農地として利用され、集落は一段上の台地や緩傾斜の山裾に分布している。

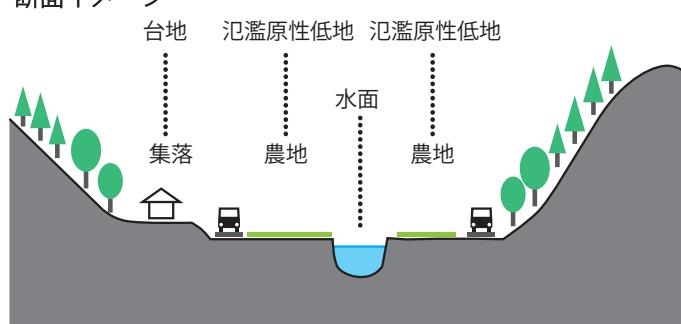
例) 西土佐大宮



位置図



断面イメージ



第3章 四万十川流域の保存すべき特徴的な景観

四万十川流域には、次に掲げる特徴的な景観があります。これらの景観は、自然の営みに人の手が加えられたことにより、その地域の特徴を表す文化的景観のうち、特に重要なものです。これらの特徴的な景観を、次の世代に引き継いでいくために、当景観計画をはじめとする各種施策により積極的に保存の手立てを行います。

(1) 沈下橋

四万十川には、増水の時には水面下に沈む欄干のない橋（沈下橋）がある。欄干がないのは、度々起こる増水時に橋が水面に沈下することを想定し、流木や土砂が橋に引っかかり橋が破壊されたりすることを防ぐためである。

この沈下橋は、高度経済成長期に入り、流域の交通手段が筏、舟母から、車、トラックに替わったことから、建設費を少なく抑えられるために昭和30年代以降に多く建設された。

河川の特徴を熟知し、当時の時代を反映した生活遺産としての構造物である。現在でも対岸の集落を結ぶなど、生活道としての重要性も高く、豊かな自然の借景と相まって自然と調和した構造物のシンボルとして、多くの観光客を集めている。

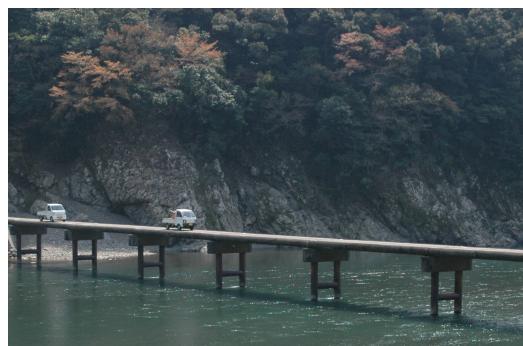
四万十市内には、本川、支川を含めて20橋もの沈下橋があり、当景観計画区域内には19橋がある。

代表的なものとして岩間沈下橋や今成橋（通称；佐田の沈下橋）などが挙げられる。

川との距離感がなく、四季をとおして川面から山への眺望を確保できることから、その表情を感じることができる最も身近な視点場となっている。



岩間の沈下橋（西土佐岩間）



生活道として重要な橋



増水時には沈下

(2) 汽水域

四万十川は河口から約9kmもの区間が淡水と海水が混じり合う汽水域である。一般的に汽水域が小さい日本の河川の中では、特に規模が大きく河川形態等も良好な状態に保たれている。

このような生物生息環境としての豊かさから、四万十川の魚種およそ220種のうち、半数以上が確認されている区域であり、成魚となると1mを超える巨大魚アカメなども生息している。

汽水域では、潮汐の影響を受けることから、魚種の習性のみならず潮の干満を利用した独自の伝統漁法のほか、その生物相の豊かさから汽水域固有の水産資源による伝統漁法が行われている。

また汽水域の川床ではスジアオノリが生育し、秋から春にかけて、川床を緑に染め上げ生育する。ヒトエグサは「アオサ」と呼ばれ、河口に近い竹島川や対岸の間崎付近の河川内に張った網の上で養殖されている。河口域は藻類の生産という生業の場であり、伝統漁業とあわせて四万十川汽水域の豊かさを象徴する代表的な景観である。

また、下田から数km上流までの砂泥域ではアマモ場が形成されている。アマモ場は稀少種や水産的価値の高い魚類の仔魚・稚魚の生息場所としても、重要な役割を持っており、四万十川の代表種となっているアカメの仔魚・稚魚も、このアマモ場で生育するなど、四万十川の豊かな生物層を形成する上で欠くことのできない要素である。



広い汽水域の河口域

(3) 伝統漁法

四万十川は、220種以上の魚種とともに水産資源が豊富な川であり、魚種の習性を知り尽くして行われる伝統漁法の漁場は、豊かさを象徴する代表的な景観である。

火光利用によるアユ漁(火振り漁)や、しめ縄漁のほか、春の風物詩でもあるゴリののぼり落としウエ漁など、季節ごとの伝統漁法が、川との関わりを保持してきた四万十川流域の文化的景観となっている。

◆四万十川の伝統漁法◆

ガラ曳き漁

【ゴリ】

漁期 2～4月

サザエの殻を何百個も吊した荒縄の両端を各々人と舟で曳き、前もって適当な場所に設置した四ツ手網の方に向引き寄せて、ゴリを追い込む。貝殻を吊した荒縄の長さは、50m程あり、これを上流から下流に向かって曳く。



のぼり落とし
ウエ漁

【ゴリ】

漁期 3～5月

流れが穏やかな川端を上ってくるゴリの習性を利用して行われる漁法。川岸から簾を伸ばし、川の流れが急になる川瀬に「落とし籠」を設置し、簾を伝って泳いでくるゴリを川瀬で一気に籠へ落とし込む。



コロバシ漁

【ウナギ】

漁期 5～10月

竹ひご編みや木製、竹の輪切りなどの筒の片側にトラップを取り付け、残りの片側に取り出し口を設けた漁具で、餌は生きたミミズ・ドジョウ・ハヤ・エビ等を入れて一昼夜、川底に仕掛けておく。



火振り漁

【アユ】

漁期 6～10、
12月

フチオキ網ともいう数張りから十数張りもの建網を淵や瀬に仕掛け、月のない暗夜に火を振ってアユをおどし網に誘い込む漁。火光には松明などを用いる。川面に火が揺れるさまは四万十川の代表的な風物詩のひとつになっている。



投網漁

【アユ】

漁期 6～10、
12月

おもりが鎖状となっており、長さが4 m、裾回りが20 m程ある網を用いる。汽水域付近では、集団で順に投網を打つマワシウチが行われていた。



釣り漁

【アユ】

漁期 7～1月

竿につけたオトリアユを川のアユの繩張に誘い込ませ、繩張に侵入した他の魚を追い払うアユの習性を利用し針にかける、アユ漁としては最も一般的な友釣り漁や、6月から8月の餌釣り、餌なしのかけ釣りのシャビキ、錘が川底を転がる音に驚くアユを掛けるゴンブリなどがある。



しめ縄漁
(瀬張り漁)
【アユ】
漁期 8～10月

産卵のため下ってくるアユの習性を利用した漁である。川を横断するかたちで流れの中に杭を一列に打ち、そこに縄（しめ縄やロープなど）を張って川を下ってくる落ちアユの行く手を阻み、そこに溜まったアユに網を打つてとる伝統漁法である。



◆四万十川汽水域の伝統漁法◆

イシグロ漁
【ウナギ】
漁期 4～10月

川底を 30cm 程掘り、グリ石を積み上げて人工的にウナギの棲み処を築き、それに潜り込んだウナギを捕える原始的漁法である。



柴漬け漁
【ウナギ他】
漁期 4～10月

1.5m 程度の常緑樹の枝をひと抱え程に束ねて、それを川底に仕掛けて数日置き、ゆっくりと引き上げ大型のタモですくう。ウナギ・カニ・エビ等を獲る原始的な漁法である。



シラスウナギ漁
【ウナギの稚魚】
漁期 12～2月

夜間に集魚灯に集まつたシラス（ウナギの稚魚）を網ですくい取る漁法で、漁期になると多数の灯りが河口域の水面に浮かぶ幻想的な風景は、火振り漁と並んで汽水域の風物詩となつてゐる。



スジアオノリ漁
【スジアオノリ】
漁期 12～5月

小舟で鉄製のくしを引いたり、腰まで水につかって棒の先にくしのついた「かぎ」と呼ばれる道具を使って収穫し、河原で天日干しにしたあと出荷する。



アオサ漁
【アオサ】
漁期 2～5月

四万十川河口域の干潟にあらかじめ種子を含んだ網を張って養殖する。潮の干満により水面と水中を行き来する緑のじゅうたんは、スジアオノリと並ぶ冬から春にかけての汽水域の風物詩となっている。



(4) 黒尊川流域地区

四万十川の第1次支川である黒尊川は、流域面積 76.6km²・幹線流路 31km の河川である。

地域住民グループ「しまんと黒尊むら」による黒尊川の保全活動が行われるなど、流域住民の河川環境に対する意識も高く、良好な景観が数多く残されている地区である。

源流地域には原生的なブナ林が分布し、四国のブナ林分布の最西南端となっている。この天然林は四万十川下流域では最大の天然林で、モミ、ツガ、カシ類の常緑針広混交林が発達しており、四国森林管理局が自然観察教育林に指定し保護している。

平成15年3月には、足摺宇和海国立公園滑床地域に加わるなど、貴重な自然資源と良好な景観が保全されている。

これらの豊かな自然を地域資源として再認識し、活力ある地域づくりを行う「しまんと黒尊むら」の活動や高知県・四国森林管理局と協働して取り組む活動が評価され、平成20年6月には環境省から「平成の名水百選」に選定された。

なお、四万十川は昭和60年3月環境庁(現在の環境省)から名水百選に選定されており、今回本流に統いて、その水質と保全の取り組みが評価されたものである。



河畔の天然林



紅葉する天然林



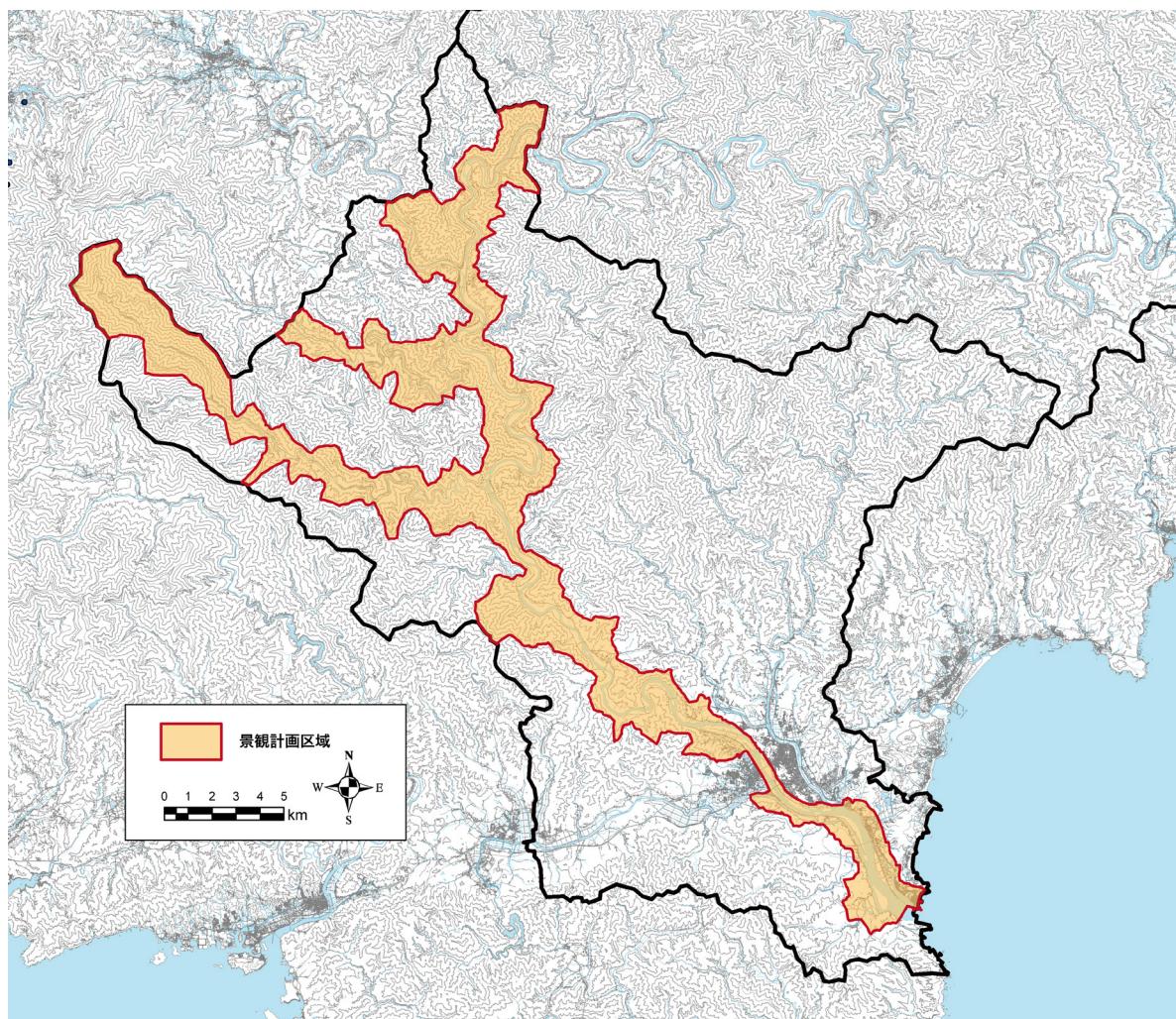
黒尊むらまつり (原木シイタケ菌打ち体験)

第4章 景観計画区域

1 四万十川景観計画区域

景観計画については、「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」により平成18年10月施行されている行為規制との整合性を保持し、住民の理解と協力のもと進めていくこととします。

したがって四万十川における景観計画区域については、当面の間、四万十川本川と主要支川のうち広見川・目黒川・黒尊川を中心とした山の第一稜線をもって景観計画区域とし、適宜範囲を拡大して取り組みを行うこととします。



2 地区区分

四万十川と調和し、自然と共生する景観づくりを進めるため、「高知県四万十川の保全と流域の振興に関する基本条例」に準じて、四万十川景観計画区域を次のとおり2つの地区に区分します。

(1) 清流・水辺・生き物回廊地区（回廊地区）

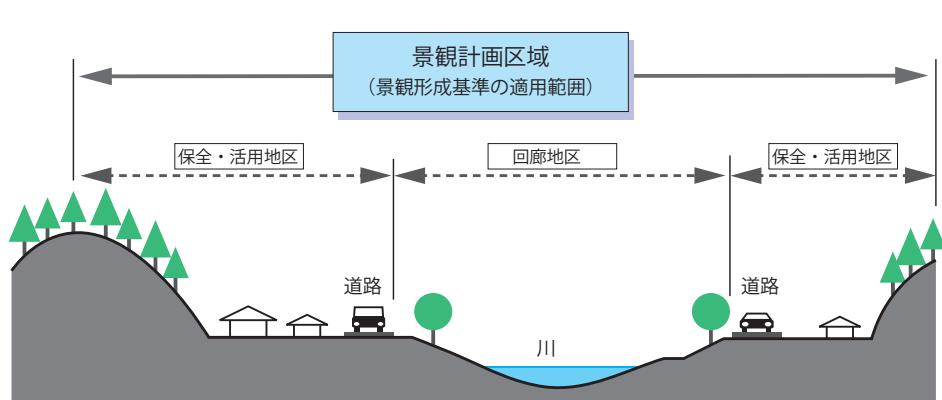
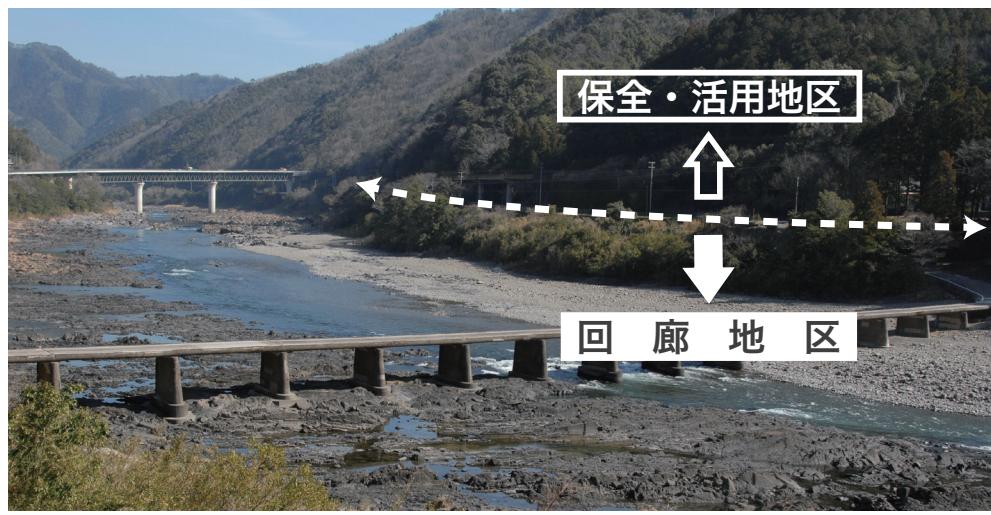
上流から下流までの野生動植物の生息・生育環境の連続性を確保し、生態系及び景観を保全することが特に重要である区域。

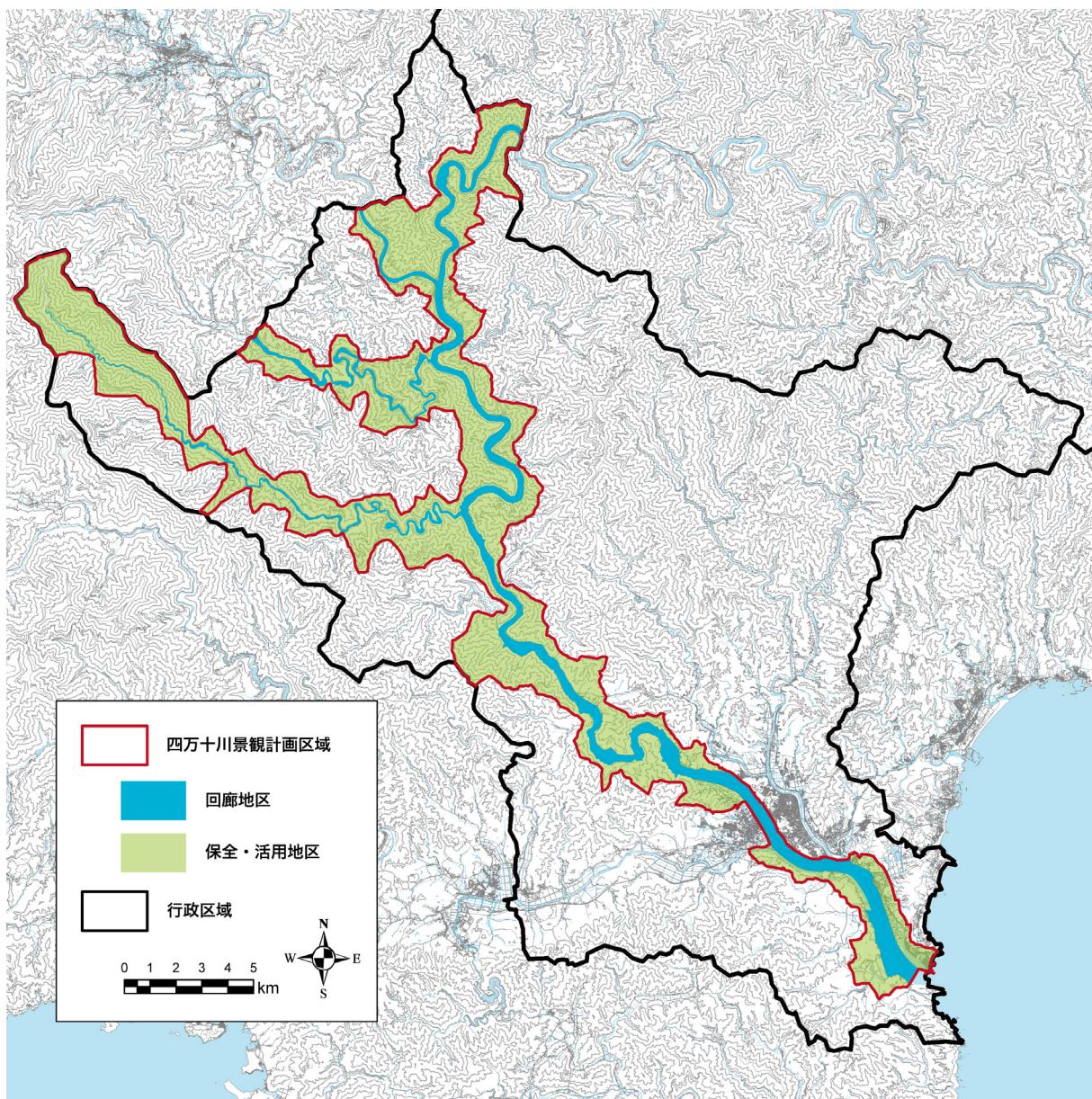
〈四万十川と主要支川(広見川・目黒川・黒尊川)から川に沿った道路や鉄道までの区域〉

(2) 景観保全・森林等資源活用地区（保全・活用地区）

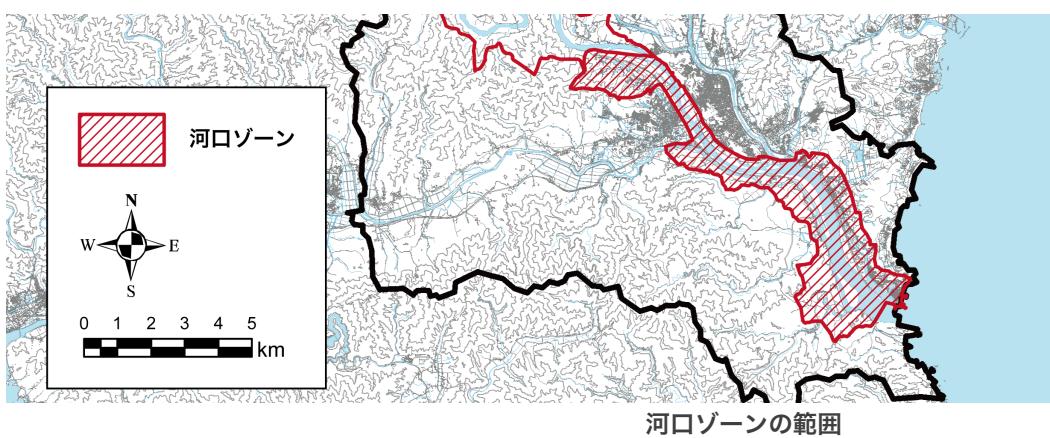
回廊地区と一体的に生態や景観を保全し、森林や農地などの活用と調和を図る区域。

〈回廊地区を除く四万十川本川と主要支川に一番近い山の第一稜線までの区域〉





四万十川景観計画区域<全体図>



河口ゾーンの範囲

第5章 四万十川の景観づくりの考え方

1 四万十川の景観の価値～四万十川の文化的景観～

文化的景観とは、文化財保護法において「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」とされています。四万十の風景は、地域の営みと川の自然がつくりだす文化的景観なのです。

四万十川の流域では、暮らしや生業を成り立たせるために自然環境に対してあらがうことなく、それを受け入れ、いなし、巧みに利用してきました。そのための工夫と柔軟な選択を積み重ねる中で、自然との独自の折り合い方を見いだし、それが川と暮らしが織りなす四万十の風景を生み出しています。

四万十川との付き合い方は、漁労や食文化など、地域の人々には当たり前のこととして受け継がれてきました。一方で、道路や堤防が整備され利便や安心が高まると、川との距離感が変わり、暮らしの中で川を意識することが少なくなりました。

流域に暮らす私たちは、川との関わりを価値あるものとして再認識し、これからも川との関わりを紡いでいくことが、四万十の風景と環境を未来に伝えることになると考えています。そのためには地域の人だけではなく、地域外の人々とも、その価値を共有する必要です。

四万十川の景観がより豊かなものとなるよう、以下に示す景観づくりに取り組みます。

川に人がいる風景

一年を通じていずれの季節にも四万十川の川面には人の姿があります。

漁労、遊び、祭事など様々な川との関わり方が今も息づいていることが四万十川の大きな特徴であり、これからもいつも川に人の姿がある風景を伝えていきます。



津野川のお舟流し



投網体験

営みの基礎となる環境

不入山を源流とする四万十川は、折り重なる山並みの間を蛇行を繰り返して流れ、太平洋へ注ぎ込みます。河床勾配は緩く、平常時は穏やかな流れが河口まで続きます。太平洋に面した温暖で多雨な気候は、豊かな森林を育てるとともに、頻繁に河川の氾濫をおこし、その自然の小さな攪乱によって多様な河川環境が生み出されています。

また、河口の広大な汽水域は生き物の生命のゆりかごとなって、多様な生物相が保たれています。川は、流域の人々の営みの基盤であり、人にも生き物にも大切な自然環境であることから、持続可能な環境であり続けるよう、四万十川を守り育みます。



アオノリ漁



水中のアユ

多様な暮らしを育む川

暮らしの基盤となる四万十川では、春には河岸を菜の花が覆い、夏には色とりどりのカヌーで川面が染まり、梅雨や台風による増水時には沈下橋は川へ沈み、川の姿が一変します。この頃から川エビを捕るためのエビ筒が岸辺近くに並び、盛夏を迎える頃には夜の水面にアユを追う灯りが行き交う火振り漁が行われます。秋には様々な祭事が川を舞台に行われ、冬には河口がノリ漁で緑に染まります。

こうした四万十川流域の自然と営みの文化を継承し、季節ごとに多様な暮らしの景を大切にします。



アオノリ干し



川の増水と沈下橋

2 四万十川の景観のまとめ

四万十川流域では、場所ごとに異なる地形や川の環境に呼応する暮らしや川との折り合い方によって、特徴ある風景のまとめを見ることができます。

こうした風景のまとめに着目することにより、四万十市域の四万十川流域を、大きく5つのゾーンに区分します。このゾーンごとにその特性を守り活かす景観づくりに取り組みます。

2-1 ゾーン区分と景観特性

四万十川河口ゾーン

入田付近から下流はさらに川幅が広がり、大きな蛇行は見られなくなる。四万十川だけでなく、合流する支流によって形成される低地が広がり、集落の立地が大きく川から離れるものが増える。河川際には水勢や氾濫に備える構造物が増加し、河口域の多くの地域には巨大な堤防が築堤されている。

堤防によってかつてほど日常的な水害はなくなっている一方で、川を望む場所に変化が起こり、堤防を織り込んだ川辺の利用が生まれている。広がる氾濫原性の低地は広い畠地や水田として利用されている。このゾーンでは潮の干満の影響を受ける汽水域が広がり、多様な生物相に対応した漁労と堤外地に展開する町場が景観を特徴づけている。

冬季には落ちアユ漁や河口付近でのノリ漁など、流域の他所にない漁労が見られる。



四万十川下流ゾーン

西土佐江川崎から下流では、四万十川は徐々に川幅を広げながら蛇行を繰り返す。蛇行の内側には自然堤防や広い河原、氾濫原性の低地が形成される。川幅の広がりに伴い水量が増え、水深が深くなり、中流域に比べて形成される平地が広くなる。集落の立地は増水時に備えて山裾や段丘上に営まれることが多く、社寺はさらに高位の丘陵平坦部に立地する。居住域から河畔林までの低地は、農地として利用される。かつて集落背後の丘陵は薪炭等を得る里山として利用されていたが近年は人工林が多く分布する。アユの火振り漁など川舟を使った漁が多く見られる。



四万十川中・下流ゾーン

西土佐江川崎周辺までの中・下流ゾーンでは、川と集落の高低差が大きく、川は低い場所を流れ河床には大きな岩があちこちで見られる。丘陵から川までの距離が短く、蛇行する四万十川に沿ってわずかな段丘状の平坦地が点在している。集落は平坦地を望む丘陵裾部に立地し、段丘面は水田や畠地として利用される。集落背後の斜面地は植林の他、栗やユズ等が栽培されている。

河川の水深が比較的浅いため、瀬張り漁等の漁労を見ることができる。また、このゾーンの特徴として牛鬼の行事や五ツ鹿踊り、大草鞋など南予の文化的影響が見られることが挙げられる。



黒尊川ゾーン

黒尊川流域は地質年代が新しく、河川勾配の急な深い渓谷が形成されている。上流域は急峻な渓谷地で拡大造林期に林業従事者が一時的に居住したほかは長く集落が営まれていない。流域に居住可能な平坦地が少ないため、集落は距離を隔てて点在する山際の緩やかな斜面地に形成される。多くの家屋が川に向かって開口部を持ち、川に直行する向きの石段から玄関口へと上がる構造が顕著に見られる。斜面地の中でも斜度の緩やかな場所が棚田として利用され、対岸の谷や上流側で合流する谷から長いパイプや水路で配水される。急な斜面地はユズ等の果樹が栽培されている。なお、山林は人工林としてスギ、ヒノキの植林のほかにシイタケ栽培等が行われている。

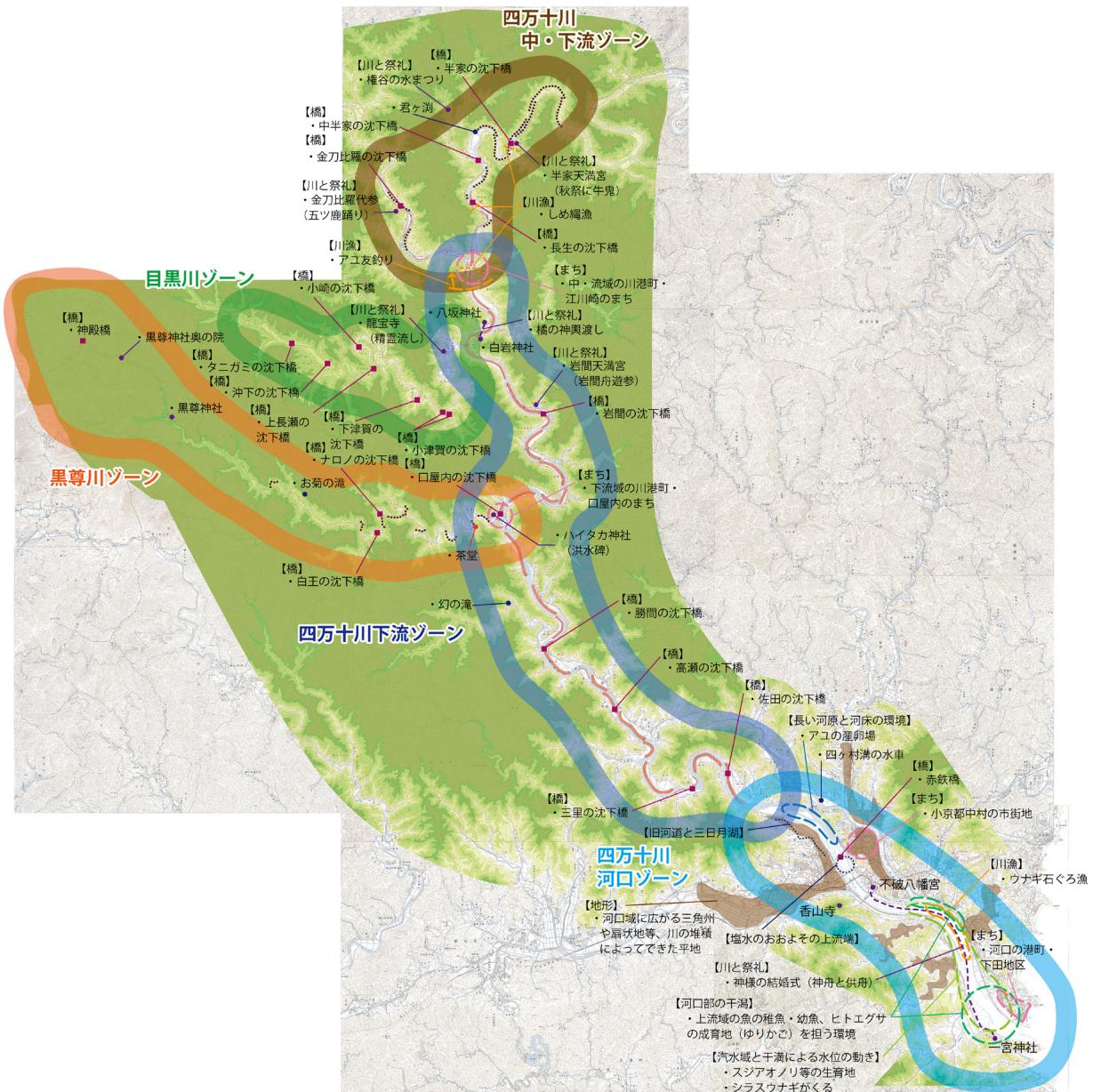


目黒川ゾーン

目黒川流域では、川と集落の高低差が小さく、氾濫原性の低地が多い。丘陵裾部から川岸までに距離があり、風景に広がりが感じられる。平坦地は河川に伴って点在しており、集落は比較的平地の広がる山裾に立地することが多い。川幅は狭く、農地と河川の高低差の小ささを利用して流域には多くの堰がつくれられ、堰からの配水で低地や段丘面は水田や畠地として利用されている。



■ゾーン区分図



■ゾーンごとの特性一覧

ゾーン 要素	四万十川河口 (～佐田付近)	四万十川下流 (佐田付近～江川崎付近)	四万十川中・下流 (江川崎付近～)
形状	川幅・谷	広大な川幅／堤防あり	広い川幅／徐々に深さがでる谷
	蛇行	ほぼ直行的	大きく緩やかなS字カーブを繰り返す
山の傾斜	—	急な傾斜	緩い傾斜
川の環境	河床と河原	広く長い洲（砂利）・干潟（泥）	蛇行部に広く大きな河原（砂利）
	水質	汽水域（干満の影響）	淡水
	色	青色	緑色
	生き物	汽水域の生物 多種の生物の稚魚	アユ・ウナギ・テナガエビ・ゴリ等
漁業・漁労	ゴリののぼり落とし イシグロ漁、落ちアユ漁 アオサ・ヒトエグサの栽培 シラスウナギ 等	火ぶり漁 エビ筒 ウナギのコロバシ	しめ縄漁 エビ筒 ウナギのコロバシ
人家と農地 (集落構造)	古い集落は下流等と同じ集落構造 堤防整備により低地の宅地化が進む (浸からない土地利用へ)	蛇行部の河原（川）に面する平地は農地利用（浸かるため）やや高い山裾に人家、その背後は山林 中流等、山の傾斜が緩いところでは、山の斜面を開発するなどの土地利用 (蛇行に合わせ、集落等の利用は川の片側)	
増水（洪水）時の折り合い方	堤防により浸水しなくなっている 歴史の証として、洪水の碑、防水壁跡	石積みによる平地の確保 石積の上の人家 沈下橋 川の水を被った農地の土地の強さ (川の水での肥沃な大地、川の攪拌)	
景観上の特徴	川幅の広さ、山と川の距離が離れることで、より流域内で最も広がりを感じさせる景観が見られる。 堤防がある唯一の地域で、堤防上からの眺めとして、市街地や農地が川と一体的に見られるのが特徴である。	大きく蛇行する水の流れと広い河原、両岸の山の尾根が折り重なる四万十川を代表する景観が見られる。 山裾や段丘上には、低層の家屋が立ち並ぶ集落が分布し、周囲の山の緑と一体的な景観となっているのが特徴である。	下流よりも川幅は狭まり、ごつごつとした岩の中を水が流れる景観が見られる。 下流に比べ急な蛇行が多く、平坦地も少ないため、集落から川までの距離が短く、やや緩やかな傾斜の山裾では傾斜地に集落の広がりが見られるのが特徴である。

ゾーン 要素	黒尊川	目黒川
形状	川幅・谷	狭い川幅／深い谷
	蛇行	小さく（細やかな） 蛇行を繰り返す
山の傾斜	急な傾斜	緩い傾斜
川の環境	河床と 河原	上流は大きな岩、徐々に ごつごつした岩床となり 合流付近では小石
	水質	淡水
	色	緑色で透明度が高
	生き物	緑色で透明度が中 アユ・ウナギ・テナガエビ・ゴリ等
漁業・漁労	投網 エビ筒、カニカゴ ウナギのコロバシ	
人家と農地 (集落構造)	蛇行による平地が少ないた め小さな農地が点在 山裾の高い場所に人家 小規模な集落が点在	川の両側の平地は農地利用 少し高い台地や山裾に人家 緩斜面の山は開墾され農地 利用
増水（洪水） 時の折り合い 方	石積みによる平地の確保 石積の上の人家 沈下橋 川の水を被った農地の土地の強さ (川の水での肥沃な大地、川の攪拌)	
景観上の 特徴	木々に覆われた深い谷の中 を透明度の高い水が流れる、 流域内で最も自然豊かな景 観が見られる。 比較的緩やかな傾斜の山裾 に、棚田や家屋が分布し、小 さな集落のまとまりを形成 しているのが特徴である。	広い谷の中を狭い川幅で流 れ、まとまった平坦地が多 く、多くの堰により川沿い には水田や畠が広がる景観 が見られる。 川と集落の高低差が小さく、 広がりのある農地であるた め、田園景観の印象が他の ゾーンよりも大きいのが特 徴である。

3 四万十川の文化的景観を守り育むための方針

3-1 景観づくりの基本理念

四万十川流域では、長い時間の中で、豊かな自然とそこでの人々の営みが相互に作用し合うことにより、美しく豊かな景観を育んできました。

流域内に暮らす人々にとって、これまで当たり前なものとして認識されてきたことについて、川との関わりが少しずつ変化しつつある今、改めて、その価値について明文化し、多くの人々とともに認識を共有することで、次の世代まで継承できるよう、以下に景観づくりの基本理念を掲げます。

四万十川とともに生きる暮らしの景観を守り育てます

四万十川は、四季の移ろいや気象の変化に合わせ、川の環境が呼吸するようになに變化と再生を繰り返す言わば「生きている川」です。土木構造物等により人の力で制御・管理され、人々の日常生活から切り離された「河川」ではありません。

そのため、増水時には土地が浸水する等の影響を受けることもあります、その一方で、変化を繰り返す川にしかない豊かな恵みを暮らしにもたらしてくれます。

四万十川流域の人々は、この「生きている川」の環境を守ることで、その川からの恵みを享受できることを知っています。また、安全に暮らし続けるために、川の動きに合わせた土地の使い方を工夫することで、この「生きている川」と上手に折り合い暮らしをもっています。

私たちが目にする四万十川の景観とは、そのような川とともにいきる人々の営みが生み出した姿なのです。この四万十川の景観を守り育むためには、四万十川が生きている川であり、流域全体でその川と折り合いながら人々が暮らしていることを広く共有していくことが大切です。

3-2 景観づくりの基本方針

基本理念をふまえ、四万十川の文化的景観の価値を守る景観づくりの基本方針を以下のように定めます。

1 絶えず小さな変化を続ける川の環境を保全する

四万十川は生きています。梅雨や夏季の出水による定期的な攪拌や、増水時等に石や泥が流されることにより、河原の形や大きさは動き、川の姿は常に変化を続けています。

「川」の範囲だけではなく、川の流れ（侵食・堆積）の影響を受ける土地、川の環境を支えている山や森林などが、「川」と一体となって四万十の環境を形成しています。このことを基本に、川の中で起こる小さな変化を止めないこと、川の環境に大きな影響を与えるような行為を抑制することにより、この「絶えず小さく変化を続けている」川の環境を保全する景観づくりに取り組みます。

2 川とともにある生物の生息環境や生業環境を育む

山は水を蓄え、濾過し、川の環境を維持します。四万十川流域では、川を大きく堰く横断構造物が少なく、水の流れは上流から下流へと養分を運ぶとともに、河口からの生物の遡上を妨げないことで、流域全体がひとつとなって、多様な生物の生息環境を生み出しています。この環境により育まれた多種多様な生物相は漁労の基盤となるなど、川の環境は流域の人々の生業や楽しみと密接に関わっています。

流域での行為は、その行為が行われる場所だけではなく、上流から下流まで環境がつながっていることから、流域全体の生物の生息環境や生業の条件に影響します。

四万十川流域では、川とともにある生物の生息環境や流域内の人々の生業環境を守り育むことにつながる景観づくりに取り組みます。

3 四十万川の自然と折り合い暮らす、土地の使い方を継承する

人々は、四十万川から豊かな恵みを得るとともに、増水への備えや変化する流れと折り合う知恵が求められてきました。そこから安全で豊かに暮らすための土地の使い方や暮らしの文化が生まれ、長く当たり前のこととして継承されてきました。

これらは、住まいや神社の位置、農地の場所、山の使い方、祭事を通して、自然と折り合う意識につながっています。

川から見える・見えないという視覚的なものだけではなく、四十万川の自然と折り合い暮らす作法として、川がつくりだす地形に応じた土地の使い方を継承した景観づくりに取り組みます。

4 ゾーンごとに景観として現れる特徴を守り活かす

四十万川流域には、山と川の流れがつくりだす地形的まとまりがあり、それぞれに集落の位置やかたち、生業のあり方、祭事の文化などに特徴があります。その個性がゾーンごとの景観の違いとなって表れています。

流域全体でのつながりは保ちつつ、ゾーンごとに表れる景観の特徴や違いを意識し、行為を行う場所ごとにその周囲の環境と調和するようきめ細やかに配慮することで、流域内のそれぞれの地域の魅力や個性を継承した景観づくりに取り組みます。

5 外からの思いも受け止め、四十万川の魅力を保全・継承する

四十万川は、流域内の人々にとっては、暮らしとともににある「生きた川」です。同時に、全国的には「最後の清流」として広く認知され、毎年、多くの来訪者を迎え、四十ファンも多い川です。

地元の人々には当たり前にそこにある四十万川の景観は、地域外の多くの人々に感動を与え、豊かな自然を経験する環境となっているのです。

そのような四十ファンの思いを受け止め、四十万川の景観、四十万川の魅力を大事に思う「外からの目」も心にとめながら、四十万川の魅力を保全・継承する景観づくりに取り組みます。

3-3 分野別の景観づくりの方針

基本理念に掲げた景観づくりの実現に向け、四万十川の文化的景観の価値を守る景観づくりの基本方針の考え方をふまえ、流域内で何か行為を行う際、守るべき取り組みについて【暮らしの文化】【自然環境】【眺め】の分野別に、景観づくりの方針を定めます。

【暮らしの文化】

- 無堤地域では、川の動きに応じた土地利用のあり方を保全・継承する。
- 堤外地に位置する田園地域では、広がりのある農地を保全するとともに、山裾を中心としたまとまりある集落の形成に配慮する。
- 集落内の石垣（石積み）や巨樹・古木等、集落の景観を特徴づける要素を保全・活用し、集落全体としてのまとまりの形成に配慮する。
- 流域内の各地域の暮らしの文化は、景観のまとまりであるゾーンの景観特性を通して理解し、その特徴を守り活かすことにより、各地域の景観との調和に配慮する。
- 川湊として栄えた町場では、建物の規模や往来に関する川と道と建物の位置、埠や石積み等外構を構成する素材等の意味を理解し、それぞれの町の特徴ある景観との調和に配慮する。
- 川へ下りる道や階段、沈下橋や船置き場等、暮らしの中での川との関わりの深い空間は、安全に使い続けることできるよう適切に維持管理する。
- 川での漁労に関する小屋や干場等の空間は、川とともにある暮らしの一部として、適切な管理・活用を図る。
- 茶堂や神社、祭事で使う場やルート等、それぞれの地域の文化を継承する空間を保全・継承する。
- 生きた川である四万十川への理解を深め、川と折り合う安全な土地の使い方や、増水時の対応方法等、地域の知恵に関する情報や意識の啓発を図る。



〈景観形成基準のテーマ〉

- C. 四万十らしさを醸しだす資源の保全
- E. 集落景観との調和
- F. 緑化等

【自然環境】

- 川から河川敷、河畔林、農地、山林へと連続する土地利用のあり方を理解し、本来の環境を損なうことにつながるような地形改変は避け、持続的な土地の形成を図る。
- 森林・土壤・水・川等が構成する環境システムの循環を保全し、良好な状態での生態系の維持につなぐ。
- 無堤地域では、増水時の水の流れを妨げることのないよう、川の動きとともにある河川敷における大きな地形改変は避ける。
- 川に関わる生物の生息地となる多様な河床環境や、生き物のゆりかごとなる河口域の干涸を保全する。
- 人工林では計画的な伐採・植林等に取組む等、山の環境を適切に管理し、多様な生物の生息環境である豊かな森を保全する。
- 自然地で人為的な改変を行う場合は、在来種等の植栽等により自然の再生につながる取り組みを行う。



〈景観形成基準のテーマ〉

- A. 多様な生物の生息環境の保全
- B. 山と川が織り成す自然景観の保全

【眺め】

- 蛇行する川の流れと山の尾根や稜線が織り重なる山並みがつくりだす奥行き感を感じさせる川の景観を保全する。
- 沈下橋や河原、遊覧船やカヌー等、水面に近い視点からの見通しや、山と空への見上げ等、川がつくりだす広がりのある景観を保全する。
- 天気、季節により変化する川の水の色や山の木々の色との調和を図る。
- 川沿いの道路や堤防上等からの川の流れや河原、山と集落がつくりだすまとまりを感じさせる眺望景観を保全する。
- 山の斜面地に広がる集落では、住まいと段畑と周囲の木々が混ざり合う、山と一体となった景観を保全・形成する。



〈景観形成基準のテーマ〉

- B. 山と川が織り成す自然景観の保全
- D. 緑による自然景観の再生
- F. 緑化等

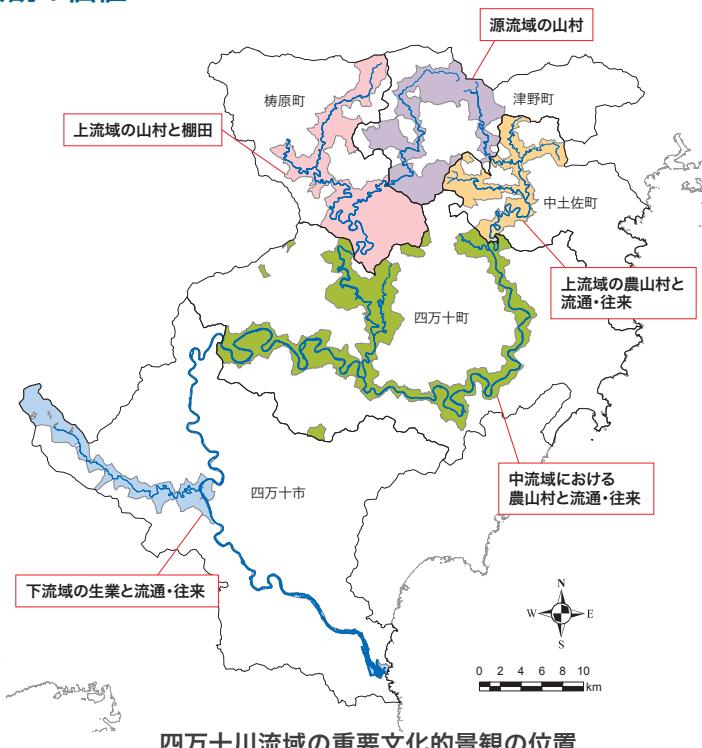
4 四万十川流域の重要な文化的景観の保存継承

4-1 四万十川流域の重要な文化的景観の価値

四万十川流域では、山と川がつくり出す地形のまとまりごとに暮らしが形成されています。地形条件は多様で、気候風土の自然条件は異なるものの、地形に応じた土地利用が行われ、時代の変化や自然条件と呼応しながら持続可能な暮らしが育まれています。

この四万十川流域らしい景観とは、自然と折り合う人々の営みによって形づくられた土地の使い方と、その営みとともに維持されてきた四万十川と山々の豊かな自然環境が、一体となり形成されています。四万十川流

域では、源流域から河口域まで相互に関係を持ちながら、流域全体を通して「山・川とともに生きる人々の持続的な暮らしの在り様」を伝える重要な文化的景観が育まれています。



四万十川流域の重要な文化的景観の位置

四万十川流域の文化的景観の見かた

山と川による「安定した大地のフレーム」と小さな変化を繰り返す「生きている川」



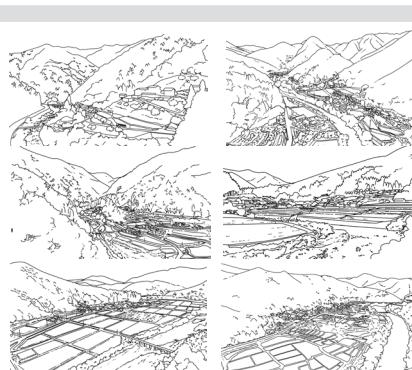
自然条件と上手につきあう「環境から得るもので生きる暮らし方」



川と道のネットワークにより付与される営みと文化における「個性」



流域の多様な景観のまとまり

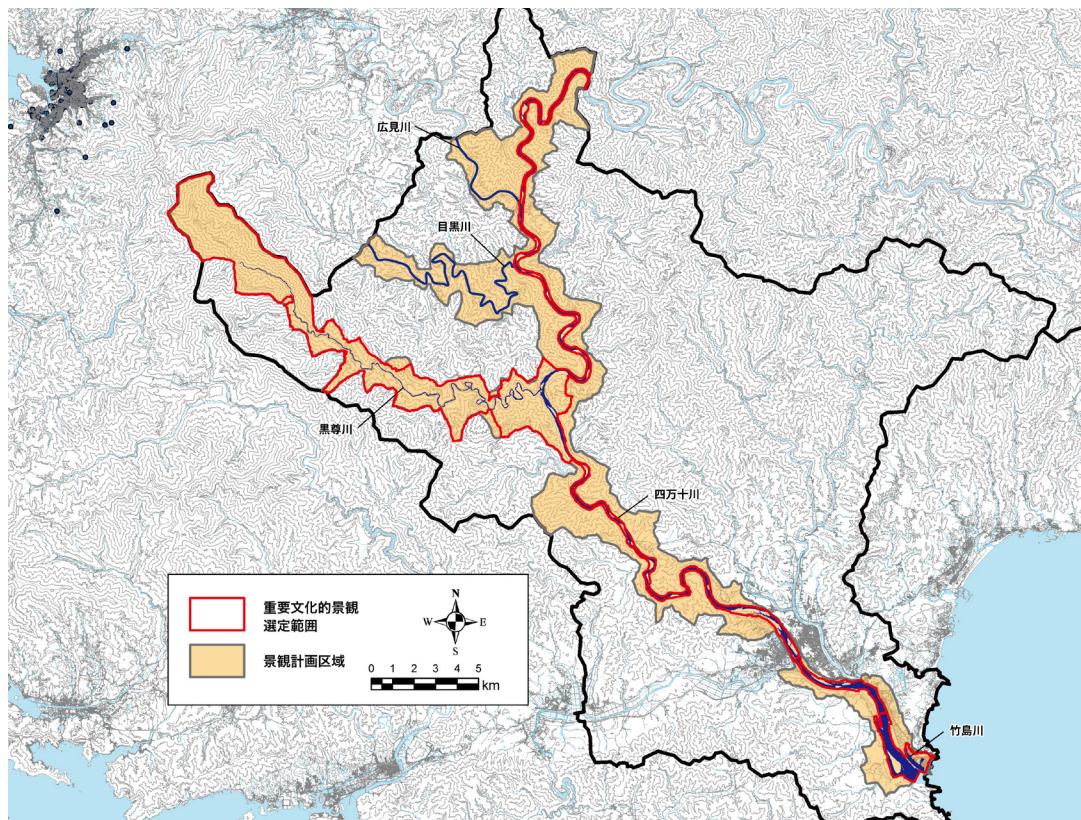


4－2 重要文化的景観「四万十川下流域の生業と流通・往来」の保存継承

本市では、四万十川の文化的景観のうち、四万十川を中心とした範囲を対象に、文化財保護法に基づく重要文化的景観として、国に選定されています。

本章の1「四万十川の景観の価値」で示した文化的景観は、この重要文化的景観の範囲を核に四万十川景観計画区域全体として形成されている景観で、失ってはいけない大事な景観です。

このように、本市は、四万十川中・下流域において、四万十川と周囲の山々がつくりだす豊かな自然と漁業等の川に関わる生業や、舟運などの流通往来により形成されている重要文化的景観を有しています。今後も、本市における自然と流域の人々の暮らしが育む四万十川の文化的景観の保存・継承を図ります。

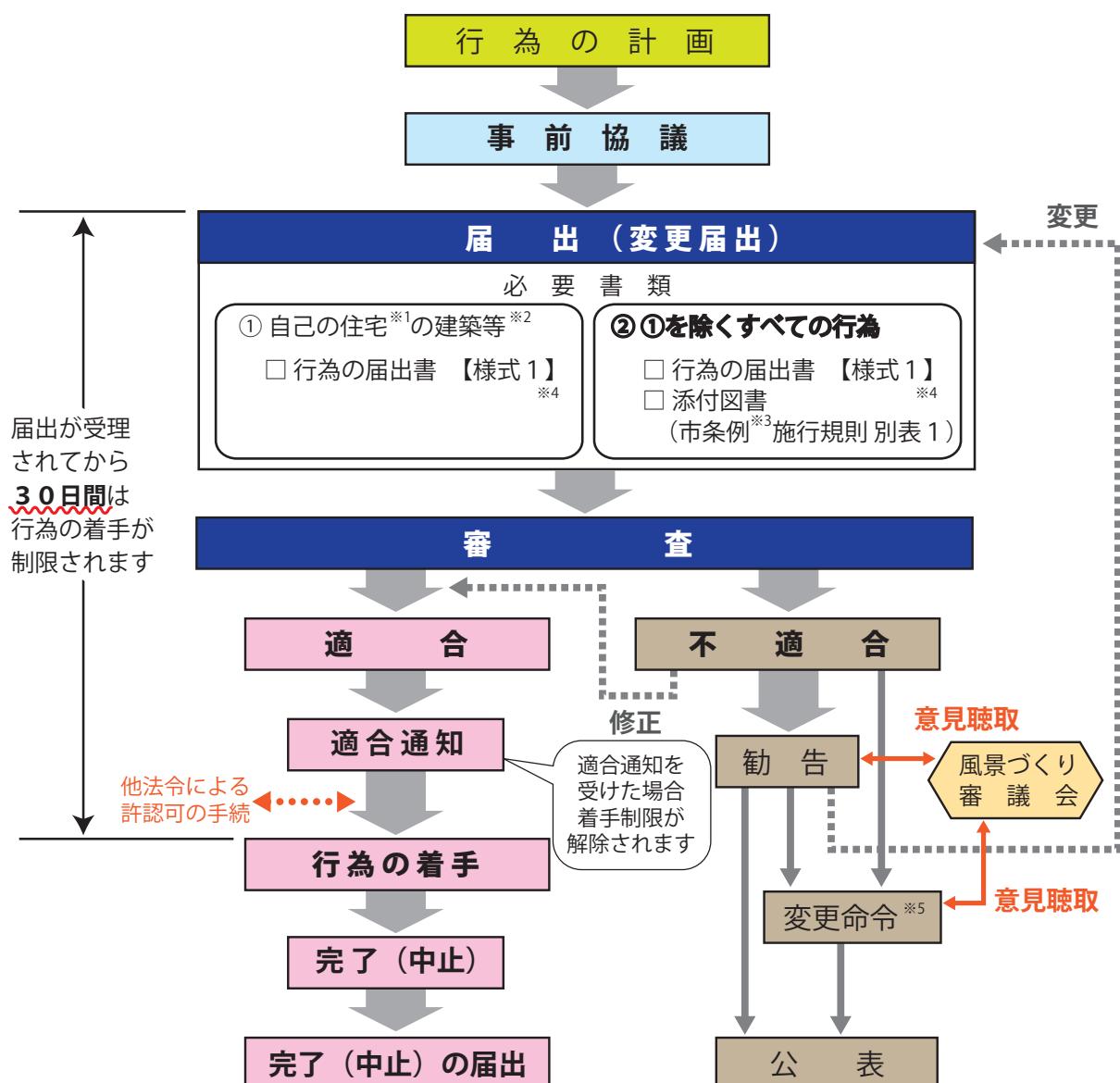


第6章 四万十川の景観を守り育むための基準

1 届出の流れ

景観計画区域内で、次の頁に定める建築等の行為（届出対象行為）を行う際には、行為に着手する30日前までに必ず景観法に基づく届出が必要です。

建築等の行為のご予定がある方は、必ず事前にご相談ください。



2 届出対象行為

行為の種類	規模	
	回廊地区	保全・活用地区
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<input type="checkbox"/> 建築面積 100m ² 以上、又は高さ 10.0 mを超えるもの <input type="checkbox"/> 外観の変更に係る部分の面積の合計が 10m ² 以上となるもの	
工作物 [*] の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<input type="checkbox"/> 建築面積 10m ² 以上、又は高さ 1.5 mを超えるもの <input type="checkbox"/> 外観の色彩を変更に係る部分の面積の合計が 10m ² 以上となるもの	<input type="checkbox"/> 建築面積 50m ² 以上、又は高さ 5.0 mを超えるもの（擁壁を除く） <input type="checkbox"/> 擁壁で高さ 2.0 m以上かつ延長 10 m以上のもの <input type="checkbox"/> 外観の色彩を変更に係る部分の面積の合計が 10m ² 以上となるもの
開発行為	<input type="checkbox"/> 区域面積 100m ² 以上のもの	<input type="checkbox"/> 「河口ゾーン」は、区域面積 1,000m ² 以上のもの <input type="checkbox"/> 上記以外は、区域面積 200 m ² 以上のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 鉱物の掘採又は土石の採取で 10m ³ 以上又は高さ 1.5 mを超えるもの <input type="checkbox"/> 100m ² 以上の土地の開墾、その他の土地の形質の変更をするもの	<input type="checkbox"/> 鉱物の掘採又は土石の採取で 200m ³ 以上（「河口ゾーン」は 1,000m ³ 以上）又は高さ 3.0 mを超えるもの <input type="checkbox"/> 盛土の高さ 1 m 又は切土の高さ 2 m 以上で、200m ³ 以上（「河口ゾーン」は 1,000 m ³ 以上）の土地の開墾、その他の土地の形質の変更
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<input type="checkbox"/> 10m ³ 以上、又は高さ 1.5 mを超えるもの (存続期間が 90 日を超えるもの)	
木竹の植栽又は伐採	<input type="checkbox"/> 100m ³ 以上の木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 100m ² 以上の針葉樹の植樹	<input type="checkbox"/> 200m ³ 以上（「河口ゾーン」は 1,000m ³ 以上）の木竹の伐採
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明（特定照明）	<input type="checkbox"/> すべての特定照明 (存続期間が 30 日を超えるもの)	

※四万十川景観計画における「工作物」とは、以下のものと定義します。

- 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- 塀、門、柵、垣、擁壁類、舗装その他これらに類するもの
- 昇降機、乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
- ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫の用途に供する工作物
- 風力発電設備、太陽光発電設備その他これらに類するもの

3 届出が適用されない行為

届出対象行為のうち、下記の目的により実施する行為については適用しません。

(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

<input type="checkbox"/> 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	
<input type="checkbox"/> 仮設の工作物の建設等（※建築物の場合、仮設でも届出が必要です）	
<input type="checkbox"/> 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（安全上、防災上、管理上などから規格や仕様が決まっているもの）	
<input type="checkbox"/> 農業を営むために行う行為のうち、右欄に該当するもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 用途を改変しない農地の改変 ● 幅員が3.0m未満の農道の設置 ● 桑、茶、果樹その他これらに類するものを植樹又は伐採する行為 ● その他、生業を行う上で、機能維持のために日常的又は定期的に行う管理・営繕行為
<input type="checkbox"/> 林業を営むために行う行為のうち、右欄に該当するもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 木材の搬出や林業経営に必要な資材を運搬するための幅員が3.0m未満の作業道や林道の設置 ● スギ、ヒノキ等の人工林を間伐、保育、主伐するために附帯して行う行為 ● 天然林のうち、椎茸原木（クヌギ、コナラ等）及び薪炭林（シイ、カシ等）を伐採する行為 ● その他、生業を行う上で、機能維持のために日常的又は定期的に行う管理・営繕行為

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3) 学術研究、環境学習その他公益上の事由により市長が特に必要と認めるもの

4 景観形成基準

4-1 景観形成基準の項目

四万十川の文化的景観を守り育むための景観形成方針をふまえ、景観形成基準として必要な項目については、A～Fの6つのテーマを掲げ、それぞれに項目を定めます。

A. 多様な生物の生息環境の保全

四万十川の文化的景観においては、重要な動植物のみならず、アユやウナギ、鳥や昆虫等、流域の人々の暮らしと密接に関わる生き物が多様であり、流域における多様な生物の生息環境の保全につながる基準として、以下の3つの項目が必要です。

項目	<input type="radio"/> 生物の生息環境の保全 <input type="radio"/> 緩衝帯の配置 <input type="radio"/> 光害の抑制
----	---

B. 山と川が織り成す自然景観の保全

四万十川の景観は、蛇行する川と周囲に広がる山々等の豊かな自然が一体となり特徴的な景観を形成しています。またその景観は多くの人々が川や道路から日常的に目にする身近な景観でもあります。この特徴的な河川景観の印象を大きく変えないようにするための基準として、以下の3つの項目が必要です。

項目	<input type="radio"/> 稜線等の分断 <input type="radio"/> 盛土及び切土の高さ <input type="radio"/> 河川景観との調和
----	---

C. 四万十らしさを醸しだす資源の保全

水辺の天然林や地域内の巨樹・古木等の樹木は、四万十川沿いの豊かな風景を醸しだす貴重な資源であり、豊かな生態系を育む役割も有しています。また、流域内には川との関わりや地形を活かした土地利用を行うために設けられた石垣が多く見られ、石垣もまた四万十川の景観の特徴的な資源のひとつです。これらは四万十らしさを醸しだす大事な資源として、可能な限り保全を図るため、基準として以下の2つの項目が必要です。

項目	<input type="radio"/> 天然林等の保全 <input type="radio"/> 石垣の保全・活用
----	---

D. 緑による自然景観の再生

地形の改変等により、もとある自然景観が失われる場合には、自然景観の再生につながる措置を行うことにより、四万十川の自然と人々の暮らしがつくりだす景観の継承を目指し、基準として以下の2つの項目が必要です。

項目	<input type="radio"/> 裸地の遮へい <input type="radio"/> 法面等の緑化
----	--

E. 集落景観との調和

四万十川流域の集落は、地域ごとに地形や生業、暮らし方等に基づいた特徴を持ち、まとまりある景観を形成しています。これら四万十らしさを感じさせる集落景観を阻害せず、周囲と調和した景観形成を図るため、基準として以下の6つの項目が必要です。

項目	<input type="radio"/> 建築物の高さ、配置 <input type="radio"/> 建築物の形態・意匠、色彩・素材 <input type="radio"/> 工作物の高さ、配置 <input type="radio"/> 工作物の形態・意匠、色彩・素材 <input type="radio"/> 看板・広告板等の色彩 <input type="radio"/> 物品の遮へい
----	--

F. 緑化等

建築物等の建築や造成等による新たな開発に伴い、既存の樹木や土の環境が減少することが考えられ、可能な限り土地の緑化や土地の舗装における配慮を求めるこにより、周囲の豊かな自然との調和を目指すため、基準として以下の2つの項目が必要です。

項目	<input type="radio"/> 緑化 <input type="radio"/> 駐車場・空き地
----	---

4-2 行為別の景観形成基準

行為別に、A～Fの各テーマから必要な項目を定め、行為別に景観形成基準を定めることとします。

なお、四万十川の文化的景観を守り育むためには、「第5章 四万十川の景観づくりの考え方」に基づき、それぞれのゾーンの特性に応じた景観づくりに取り組むことが重要です。景観形成基準の内容に沿った行為を行う際には、「第5章 2.四万十川の景観のまとめ」をふまえて計画を検討し、取り組むこととします。

(1) 建築物

テーマと項目		景観形成基準
A. 多様な生物の 生息環境の 保全	光害の抑制	<input type="checkbox"/> 周囲に向けた光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。 <input type="checkbox"/> 川辺を過度に照らすことにつながる配置及び形態・意匠は避ける。
B. 山と川が織り 成す自然景観 の保全	稜線等の 分断	<input type="checkbox"/> 連続する山の稜線を分断しないこと。 <input type="checkbox"/> 重なり合う尾根と川がつくりだす景観を阻害しない、配置や規模とすること。
C. 四万十らしさ を醸しだす 資源の保全	河川景観と の調和	<input type="checkbox"/> 大規模となる場合には、四万十川の連続する水辺の景観を阻害しない配置や規模とともに、周囲に圧迫感や違和感を与えるような奇抜な形態・意匠は避ける。 <input type="checkbox"/> 回廊地区では、直線的な形状や大きな外壁等が連続するような形態及び配置は避け、四万十川の特徴である蛇行する河川景観を阻害しないこととする。
	天然林等の 保全	<input type="checkbox"/> 回廊地区において天然林を伐採する場合は、水辺の天然林を原則として保全すること。 <input type="checkbox"/> 行為地内の天然林のうち、その面積が100m ² 以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林面積の30%以下とすること。 <input type="checkbox"/> 集落内にある古樹・巨木等は可能な限り保全する。
	石垣の保全・ 活用	<input type="checkbox"/> 行為地に石垣が現存する場合は、これを保存すること。 ただし、これにより難い場合は、当該行為地内において材料として利用すること。

テーマと項目		景観形成基準
E. 集落景観との調和	高さ・配置	<p>□回廊地区では、建築物の高さは 13 mを超えない。</p> <p>□保全・活用地区では、建築物の高さは 20 mを超えない。</p> <p>□周囲の集落景観と調和した規模・配置とすること。</p> <p>□景観重要公共施設、景観重要建造物等からの眺望を阻害しないこと。</p>
	形態・意匠、色彩・素材	<p>□屋根、外壁などの色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値（日本工業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法（マンセル色票系）に規定するもの）は彩度 4 以下で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。</p> <p>□屋根、外壁等の形態・意匠及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。</p>
F. 緑化等	緑化	<p>□敷地境界における緑化により周囲の自然と調和するよう配慮する。</p> <p>□斜面地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと。</p>
	駐車場・空き地	<p>□車両等の出入口は集約し、川や主要な道路からの眺望において、閑散とした印象となるのを避けるため、生垣や樹木による遮へいを行うこと。</p> <p>□適切な維持・管理を行うこと。</p>

(2) 工作物

テーマと項目		景観形成基準
A. 多様な生物の 生息環境の 保全	緩衝帯の 配置（鉄塔 等は除く）	<p>□行為地※の（その出入り口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること。</p>
	光害の抑制	<p>□周囲に向けた光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。</p> <p>□川辺を過度に照らすことにつながる配置及び形態・意匠は避ける。</p>
B. 山と川が織り 成す自然景観 の保全	稜線等の分 断	<p>□連続する山の稜線を分断しないこと。</p> <p>□重なり合う尾根と川がつくりだす景観を阻害しない、配置や規模とすること。</p>
	河川景観と の調和	<p>□大規模な人工物は、四万十川の連続する水辺の景観を阻害しない規模及び配置とすること。</p> <p>□回廊地区では、河川及び道路から工作物及び当該行為地が容易に望見されることのないよう、中高木による遮へいによる修景を行うこと。</p> <p>□直線的な形状や大きな面・壁等が連続するような形態及び配置は避け、四万十川の特徴である蛇行する川と周囲に広がる山々とがつくりだす景観や、河口域の広がりある景観を阻害しないこととする。</p>
C. 四万十らしさ を醸しだす 資源の保全	天然林等の 保全	<p>□回廊地区において天然林を伐採する場合は、水辺の天然林を原則として保全すること。</p> <p>□行為地内の天然林のうち、その面積が100m²以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林面積の30%以下とすること。</p> <p>□集落内にある古樹・巨木等は可能な限り保全する。</p>
	石垣の保全・ 活用	□行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。 ただし、これにより難い場合は、当該行為地内において材料として利用すること。

テーマと項目		景観形成基準
E. 集落景観との 調和	高さ・配置	<ul style="list-style-type: none"> □回廊地区における工作物の高さは13mを超えないものとする。ただし、既存の電柱で13mを超えるものの改築においては、やむを得ない場合には従前の高さを上限とする。 □保全・活用地区における工作物の高さは20mを超えないものとする。ただし、既存の工作物の建て替えについては、公益上必要なものであると市長が認める場合に限り、従前の高さを上限とする。 □大規模な人工物を配置する場合には、周囲の景観への影響を最小限とする位置への配置とする。 □景観重要公共施設、景観重要建造物等からの眺望を阻害しないこと。
	形態・意匠、 色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> □色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値（日本工業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法（マンセル色票系）に規定するもの）は彩度4以下で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。 □外観に使用する素材及び素材色等において、反射性のある素材の使用など周囲から突出するような素材の使用を避ける。
F. 緑化等	緑化（鉄塔等は除く）	<ul style="list-style-type: none"> □行為地では樹木による緑化により周囲の自然と調和するよう配慮する。 □斜面地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと。 □回廊地区では、河川から河畔林・河川敷への連続性に配慮し、川側に樹木（在来種又は周辺と調和する樹種）による植栽を行うこと。
	空き地	<ul style="list-style-type: none"> □撤去後、空き地等となる場合には適切な維持・管理を行うこと。

※行為地とは、工作物が設置された後、当該工作物と一体的に利用される土地のことをいう。

(3) 開発行為

テーマと項目		景観形成基準
A. 多様な生物の 生息環境の 保全	生物の生息 環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがない。
	緩衝帯の 配置	<input type="checkbox"/> 1,000m以上 の行為地の（その出入り口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること。
B. 山と川が織り 成す自然景観 の保全	稜線等の 分断	<input type="checkbox"/> 連続する山の稜線を分断しないこと。 <input type="checkbox"/> 重なり合う尾根と川がつくりだす景観を阻害しないこと。
	盛土及び 切土の高さ	<input type="checkbox"/> 「回廊地区」においては、盛土又は切土の高さは5m以下であること。なお、このときの高さは、当該行為地及び周囲に対して安全上支障がない場合に限るものとし、行為地内における最大値とする。
	河川景観と の調和	<input type="checkbox"/> 蛇行を繰り返すことで形成される河川の水の流れがつくりだす地形を大きく損なわないこと。 <input type="checkbox"/> 河川からの眺望において、四万十川の特徴である蛇行する川と周囲に広がる山々とがつくりだす景観や、河口域の広がりある景観を阻害しないこととする。
C. 四万十らしさ を醸しだす 資源の保全	天然林等の 保全	<input type="checkbox"/> 「回廊地区」において天然林を伐採する場合は次に掲げる条件を満たしていること。 ア) 水辺の天然林は、原則として保全すること。 イ) 行為地内の天然林のうち、その面積が100m ² 以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林面積の30%以下とすること。 <input type="checkbox"/> 集落内にある古樹・巨木等は可能な限り保全する。
	石垣の保全・ 活用	<input type="checkbox"/> 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難い場合は、当該行為地内において材料として利用すること。
E. 集落景観との 調和	工作物等の 形態・意匠、 色彩・素材	<input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと。 <input type="checkbox"/> 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和する工法を使用すること。 <input type="checkbox"/> 擁壁を生じる場合には、自然素材を基本とし、周囲の集落の石垣と調和したものとすること。

(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

①土石の採取、鉱物の掘採

テーマと項目		景観形成基準
A. 多様な生物の生息環境の保全	生物の生息環境の保全	<p><input type="checkbox"/>地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/>「保全活用地区」では、沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと</p>
B. 山と川が織り成す自然景観の保全	稜線等の分断	<p><input type="checkbox"/>連続する山の稜線を分断しないこと。</p> <p><input type="checkbox"/>重なり合う尾根と川がつくりだす景観を阻害しないこと。</p>
	切土の高さ	<p><input type="checkbox"/>「回廊地区」においては、切土の高さは5m以下であること。 なお、このときの高さは、当該行為地及び周囲に対して安全上支障がない場合に限るものとし、行為地内における最大値とする。</p>
C. 四万十らしさを醸しだす資源の保全	天然林等の保全	<p><input type="checkbox"/>「回廊地区」において天然林を伐採する場合は次に掲げる条件を満たしていること。</p> <p>ア) 水辺の天然林は、原則として保全すること。</p> <p>イ) 行為地内の天然林のうち、その面積が100m²以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林面積の30%以下とすること。</p>
	石垣の保全・活用	<p><input type="checkbox"/>行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。 ただし、これにより難い場合は、当該行為地内において材料として利用すること。</p>
D. 緑による自然景観の再生	裸地の遮へい	<p><input type="checkbox"/>行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと。</p>
	法面等の緑化	<p><input type="checkbox"/>法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと。</p> <p><input type="checkbox"/>法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や素材を使用すること。</p>

②土地の開墾、土地の形質の変更

テーマと項目		景観形成基準
A. 多様な生物の 生息環境の 保全	生物の生息 環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがない。 <input type="checkbox"/> 「保全活用地区」では、沢水や土砂の動きなど周囲に影響を及ぼす恐れがないこと
	緩衝帯の 配置	<input type="checkbox"/> 1,000m ² 以上の行為地の（その出入り口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の20%以上であること。
B. 山と川が織り 成す自然景観 の保全	稜線等の 分断	<input type="checkbox"/> 連続する山の稜線を分断しないこと。 <input type="checkbox"/> 重なり合う尾根と川がつくりだす景観を阻害しないこと。
	盛土及び 切土の高さ	<input type="checkbox"/> 「回廊地区」においては、盛土又は切土の高さは5m以下であること。なお、このときの高さは、当該行為地及び周囲に対して安全上支障がない場合に限るものとし、行為地内における最大値とする。
	河川景観と の調和	<input type="checkbox"/> 蛇行を繰り返すことで形成される河川の水の流れがつくりだす地形を大きく損なわないこと。 <input type="checkbox"/> 河川からの眺望において、四万十川の特徴である蛇行する川と周囲に広がる山々とがつくりだす景観や、河口域の広がりある景観を阻害しないこととする。
C. 四万十らしさ を醸しだす 資源の保全	天然林等の 保全	<input type="checkbox"/> 「回廊地区」において天然林を伐採する場合は次に掲げる条件を満たしていること。 ア) 水辺の天然林は、原則として保全すること。 イ) 行為地内の天然林のうち、その面積が100m ² 以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林面積の30%以下とすること。 <input type="checkbox"/> 集落内にある古樹・巨木等は可能な限り保全する。
	石垣の保全・ 活用	<input type="checkbox"/> 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。 ただし、これにより難い場合は、当該行為地内において材料として利用すること。
E. 集落景観との 調和	工作物等の 形態・意匠、 色彩・素材	<input type="checkbox"/> 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと。 <input type="checkbox"/> 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和する工法を使用すること。 <input type="checkbox"/> 擁壁を生じる場合には、自然素材を基本とし、周囲の集落の石垣と調和したものとすること。
F. 緑化等	緑化	<input type="checkbox"/> 行為地では樹木による緑化により周囲の自然と調和するよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 斜面地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと。

(5) 屋外における土石等の堆積

テーマと項目		景観形成基準
A. 多様な生物の 生息環境の 保全	生物の生息 環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと。
E. 集落景観との 調和	物品の 遮へい	<input type="checkbox"/> 河川及び主要な道路から見える行為地は、その出入り口を限定し、当該出入り口以外の行為地の周囲は、植栽又は木柵等により、安全上支障のない範囲で遮へい措置を講ずること。

(6) 木竹の伐採又は植樹

テーマと項目		景観形成基準
A. 多様な生物の 生息環境の 保全	生物の生息 環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと。
C. 四万十らしさ を醸しだす 資源の保全	天然林等の 保全	<input type="checkbox"/> 「回廊地区」において天然林を伐採する場合は次に掲げる条件を満たしていること。 ア) 水辺の天然林は、原則として保全すること。 イ) 行為地内の天然林のうち、その面積が 100m^2 以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林面積の30%以下とすること。
D. 緑による自然 景観の再生	裸地の 遮へい	<input type="checkbox"/> 行為により裸地を生じる場合には、在来種の苗木等の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと。

(7) 特定照明（外観照明）

テーマと項目		景観形成基準
A. 多様な生物の 生息環境の 保全	生物の生息 環境の保全	<input type="checkbox"/> 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと。
	光害の抑制	<input type="checkbox"/> 光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。サーチライトの使用は原則禁止する。 <input type="checkbox"/> 遮光具等により、水平方向に光が漏れない構造とし、特に川に向かた照射は行わないこと。
E. 集落景観との 調和	色彩	<input type="checkbox"/> 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値（日本工業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法（マンセル色票系）に規定するもの）は彩度4以下で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。

第7章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

1 景観重要建造物の指定方針

四万十市における四万十川流域での暮らしに関わる建造物で、地域の魅力ある景観の核となるものについて、以下に示す指定方針のうち、いずれかの項目に該当する場合には、所有者の同意を得た上で、景観重要建造物として指定を行うこととします。なお、道路その他公共の場所から、公衆により容易に望見されるものとします。

指定方針

- 四万十川流域の文化的景観を構成する要素となっている建造物
- 地域の自然、歴史、生活・生業、文化等から見て地域特性を顕著に表している建造物（登録文化財、市指定文化財を含む）
- 優れたデザインを有し、四万十川の景観を特徴づけている建造物
- 長い時間をかけて、市民が大切に保全に取り組み、持続的な活用が期待される建造物

2 景観重要樹木の指定方針

四万十市における四万十川流域において、地域を特徴づける樹木で、地域の魅力ある景観づくりにおいて保護の必要性があるものについて、以下に示す指定方針のうち、いずれかの項目に該当する場合には、所有者の同意を得た上で、景観重要樹木として指定を行うこととします。なお、道路その他公共の場所から、公衆により容易に望見されるものとします。

指定方針

- 四万十川流域の文化的景観を構成する要素となっている樹木
- 地域の歴史、文化、生業と密接に関わる景観上重要な樹木
- 樹高や樹形に特徴があり、地域のシンボルとなっている樹木
- 長い時間をかけて、市民が大切に保全に取り組み、持続的な保全策が必要とされる樹木

第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項

1 指定に関する基本方針

公共施設は、住民のみならず四万十川流域を訪れる観光客など多くの人が利用し目にするものであるとともに、その整備の仕方によっては景観形成において大きな影響を及ぼすことも多く、特に豊かな自然を有する四万十川流域5市町においては、自然環境・景観ともに、良くも悪くも影響を与える要素である。

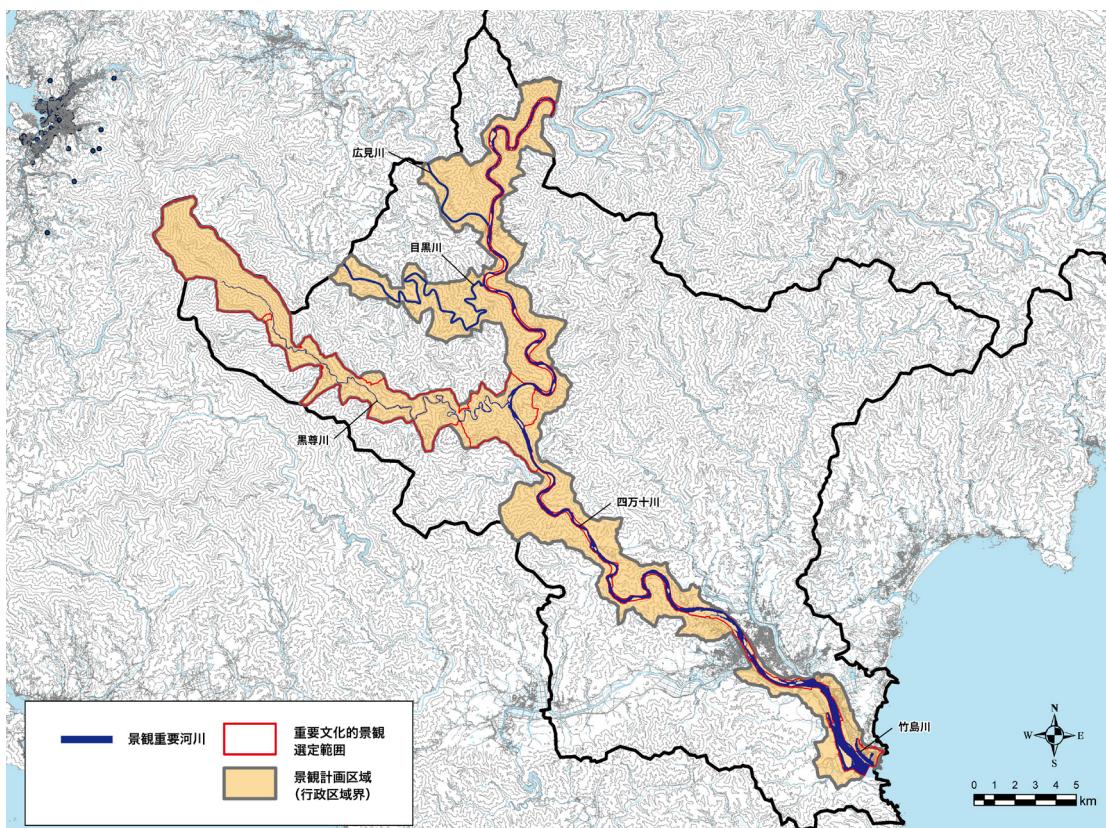
そこで、景観計画区域のうち、四万十川流域の景観の骨格を形成するものや、流域の流通・往来に寄与してきた歴史を有する重要なネットワークを担うものについて、景観重要公共施設に位置づけることとする。

指定に際しては、国、県など関係機関と協議を行った上で、その整備方針を共有するとともに、整備プロセスにおいては、協議・調整を行いながら相互に連携を図った上で整備を進めていくこととする。

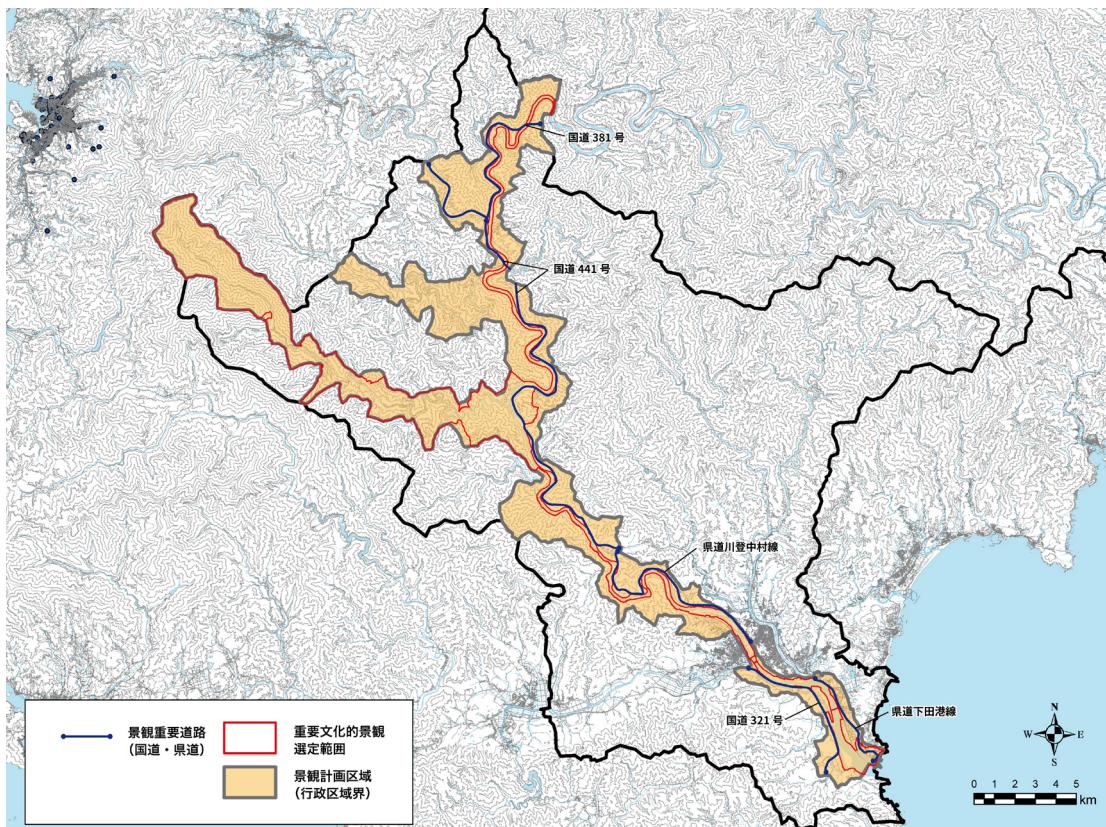
2 対象施設

分類	施設名	区間(起点-終点)	管理者	備考
河川	四万十川 (河口域)	河口～佐田	国 (中村河川 国道事務所)	*重要な構成要素 (重要文化的景観)
	竹島川	下田～竹島	県 (幡多土木事務所)	*重要な構成要素 (重要文化的景観)
	四万十川 (下流域)	佐田～西土佐半家	〃	*重要な構成要素 (重要文化的景観)
	黒尊川	西土佐口屋内 ～西土佐黒尊	〃	*重要な構成要素 (重要文化的景観)
	目黒川	西土佐津野川 ～西土佐大宮	〃	
	広見川	西土佐江川崎 ～西土佐西ヶ方	〃	
道路	国道 321 号	不破～津蔵渕	〃	
	国道 441 号	西土佐江川崎 ～川登	〃	* (一部) 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	国道 381 号	西土佐半家 ～西土佐西ヶ方	〃	
	県道下田港線	下田～井沢	〃	* (一部) 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	県道川登 中村線	川登 ～中村百笑町	〃	
	県道中村 下田ノ口線	下田	〃	* (一部) 重要な構成要素 (重要文化的景観)

分類	施設名	区間(起点-終点)	管理者	備考
道路 (橋梁)	市道松野 山子の首線		市	* (一部) 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	市道錦藪線		〃	* (一部) 重要な構成要素 (重 要文化的景観)
	市道内港東線		〃	* (一部) 重要な構成要素 (重 要文化的景観)
	上町南北 1号線		〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	上町南北 2号線		〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	上町南北 3号線		〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	上町南北 4号線		〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	上町南北 5号線		〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	四万十川橋	中村大橋通 ～渡川	県 (幡多土木事務所)	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	津大橋	西土佐津野川 ～西土佐橋	〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
道路 (沈下橋)	口屋内大橋		市	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	白王橋		〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	ナロノ橋		〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	屋内大橋		〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	半家橋		〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	中半家橋		〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	長生橋		〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	岩間大橋		〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	勝間橋		〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	高瀬橋		〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
今成橋 (佐田沈下橋)	三里橋		〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)
	今成橋 (佐田沈下橋)		〃	* 重要な構成要素 (重要文化的景観)



景観重要河川の位置図



景観重要道路の位置図

3 景観重要河川の整備方針

- 河川環境に影響する可能性のある事業等を行おうとする場合には、四万十川流域の文化的景観の価値の保存継承に向け、必要に応じて調査を行った上で整備に努める。
- 河川環境に影響する可能性のある事業等を行おうとする場合には、多様な生物の生息環境に保全・再生に配慮するとともに、持続的な漁労環境に配慮した河川環境の保全・再生に関する調査及び整備に努める。
- 護岸等の整備において構造物を使用する際には、川からの眺めや川沿いの道路からの眺めに留意するとともに、川と山からなる河川景観との調和に配慮する。
- 水辺への眺めを活かした河川景観の整備を行う際には、水防林等で必要なものや生物の生息環境等に寄与するもの以外の必要以上に繁茂した河畔林等は伐採するなど、良好な河川景観の形成に向けた適切な管理に努める。
- 護岸や河川敷等の空間を活用できる場合には、水辺に親しめる広場や公園等の空間や川の眺めを楽しめる空間の創出を図るよう努める。
- 河川環境に影響する可能性のある事業等を行おうとする場合には、専門家による技術的支援を活用しながら、四万十川水系の特徴を継承した河川環境及び河川景観の保全・創出に努める。



4 景観重要道路（橋梁）の整備方針

- 道路の拡幅に伴う安全対策工事等の地形改変や大規模な構造物を使用する工法を行う際には、川からの眺めや川沿いの道路からの眺めに留意し、川と山からなる河川景観との調和に配慮する。
- 現道上に架かる橋梁の整備・大規模な修繕にあたっては、周囲の景観や既存施設の歴史的背景等を踏まえ、デザイン及び色彩においては、四万十川らしい河川景観と調和するよう配慮する。
- 車道及び歩道の仕上げや交通安全施設、標識の標柱等は、周囲の景観が映えるような種類・色彩とし、周囲の景観と調和した素材や色彩の使用に努める。
- 防護柵や照明をはじめとした道路付属物については、種類・色彩において周囲の景観と調和するよう配慮する。
- 大規模な地形改変を伴う整備等においては、必要に応じて専門家による技術的支援を活用しながら、四万十川流域の川と山からなる自然景観の保全・形成に努める。



第9章 四万十川の環境と景観の保全のための推進体制

四万十市は、景観法に基づく四万十川景観計画及び四万十市の自然と風景を守り育む条例を定めるとともに、文化財保護法に基づく四万十川流域の文化的景観として、四万十川流域の良好な環境と景観の保全を図ります。

また、4月10日を四万十の日と定め四万十川の清流を守り、伝えることを宣言しました。

環境学習の充実や情報公開など市民に必要な情報を提供できる環境を整え、市民や関係機関と協働して四万十川流域の自然環境を保全し、流域振興に努めます。

1 環境学習及び情報公開

環境学習は、人と自然との関わりを理解し、自然に向き合うことで、より理解が深まります。幼児から高齢者、また、学校、地域、職場などニーズに沿った環境学習を展開します。

また、四万十川の水質や内水面漁業の現状等、四万十川に関わる様々な情報をホームページや広報等を通じて提供するほか、市民一斉清掃などを通じて、四万十川に対する知識の普及に取り組みます。



2 推進体制

四万十の日実行委員会や四万十市民憲章推進協議会と協働し、官民一体となった取り組みを進めます。

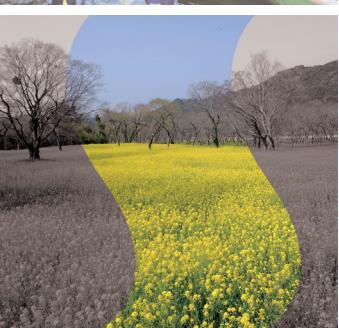
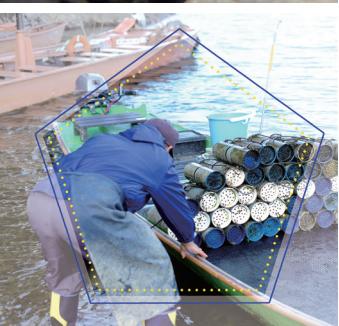
また、高知大学との連携事業を通じてアユ、スジアオノリなど天然資源の回復により内水面漁業振興に努めます。

その他、四万十川総合保全機構など、流域4町や広見川流域市町と歩調を合わせ清流保全を通じて持続可能な地域社会づくりを目指します。

「四万十の日」制定宣言

はるかなる四国山地の奥深く
木々の葉をつた落ちた一滴の雨が
生命を育む流れとなって、はてしない旅に出る。
渓谷の岩をはみ、山里をぬい
やがて、大河となつて太平洋にそそぐ。
母なる川の水面に、生命が踊る。
大いなる流れに、生きとし生けるものの営みが
時をこえて、受け継がれてゆく。
この豊饒、この限りない大自然の恵み。
人と自然が調和する日本最後の清流に
いま、私たち人間の知恵が試されている。
「四月十日」すべての人々の、すべての地域の
自然保護への熱い思いを託して。
私たちはこのかけがえのない
四万十川の清流を守り、伝えることを宣言する。





川とともに生きるまち
shimanto
四万十市

